

平成30年第1回長与町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成30年 3月 6日

本日の会議 平成30年 3月 8日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 谷本 圭介 君 議 事 課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時07分

平成30年第1回長与町議会定例会
議事日程（第3号）

平成30年 3月 8日（木）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	一般質問	

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開催いたします。

まず、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順6、浦川圭一議員の①監査委員の選任について。②手数料徴収の適正化について。③地域公共交通の充実についての質問を同時に許します。

1番、浦川圭一議員。

○1番（浦川圭一議員）

皆さん、おはようございます。早速、質問に入らせていただきます。

まず1点目、監査委員の選任について。地方自治法の一部が改正され、監査制度の充実強化を図る上で監査体制の見直しが行われ、監査委員のうち少なくとも1人を議員から選ぶ仕組みを自治体の判断で廃止できるとされております。このことについて今後どのように取り組んでいくか質問をいたします。

2点目、手数料徴収の適正化について。平成28年4月議会において公共施設等の使用料の適正化に伴う条例改正案が提案され可決をされました。今回、地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収している手数料の徴収について改正の予定はないのか質問をいたします。

3点目、地域公共交通の充実について。本町第9次総合計画の後期基本計画、平成28年度から32年度を目標年度とした計画について、本年が中間年度ということで、地域公共交通の充実を図っていくという施策で示されている4項目の具体的な取組、路線バスの充実、コミュニティ交通の導入検討、鉄道の充実、公共交通の利用促進、このことについて取組状況を質問いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。それでは浦川議員の質問にお答えをいたします。1番目の地方自治法改正による監査委員を議員から選任しないことができるとされたが、今後どのように取り組むのかという御質問でございます。御指摘のとおり平成29年の地方自治法改正におきまして、これまで法的に義務づけられておりました議員からの監査委員の選任について条例で選任しないことができるとされたものでございます。これは第31次地方制度調査会の答申におきまして、「各地方公共団体の判断により監査委員は専門性のある識見監査委員に委ね、議選監査委員を置かないことを選択肢として設けるべきである。」とされたことを受け、地方自治法第196条第1項の監査委員の選任において、「ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。」という但し書きを追加する形で改正されたものでございます。御承知のように現在本町の監査委員は、長与町監査委員に関する条例によりまして、定数を2人としておりまして、議員のうちから選任する議選監査委員と識見を有する者のうちから選任する識見

監査委員をそれぞれ1人ずつと定め、定期監査、決算審査、例月出納検査、随時監査など、町の財務監査あるいは行政監査について非常に精力的に取り組んでいただいているところでございます。特に議選監査委員におかれましては、御多忙の中、議会活動の合間を縫って御尽力をいただき、本町の監査委員として十分に御活躍をいただいております。先程も申し上げましたとおり、今回の法改正では、議選監査委員を置かないことができることを選択肢の1つとして、但し書きの条文が追加されたものでございまして、法的に解釈いたしましても、これまでどおりの監査体制を本則として生かす条文ともなっております。また、そもそも現行の監査体制がとられてきた背景には、元々議会にあった監査権限が執行側に移されたときに、執行側のみの内部監査となってしまうことのないよう議会側の関与を保障する制度とされたわけでもございまして、今日まで半世紀以上にわたり二元代表制、双方の観点から監査の公正性を確保してきたとも考えておりますし、実際の監査の場面におきましても、議員としての知識、経験を十分に発揮していただいているものと考えております。したがって、お尋ねの今後どのように取り組むのかという御質問でございませうけれども、現時点では議選監査委員を無くすということは考えておりません。

次に2番目の手数料徴収の適正化という御質問でございませう。特定の町民が利益を受ける公共サービスに係る手数料につきましては、地方自治法第227条の規定に基づきまして、条例で徴収の根拠や手数料の額を定め、利用する町民と利用しない町民との間に不均衡が生じないよう公共サービスの対価として、利用者に負担をしていただいております。当町で対象となる主な手数料といたしましては、戸籍、住民票、印鑑証明書、税証明、公簿、図面等の閲覧などが該当をいたすところであります。住民票、印鑑証明書、税証明関係につきましては、長崎県下及び近隣市町との均衡を図るため同一料金に設定をさせていただいております。また平成28年6月に全部署に係る手数料、使用料、補助金の見直しを実施いたしました。手数料につきましては、自治体間の均衡を図るという観点から県下で同一料金とする証明書なども含め検討をいたしました結果、負担割合は概ね適正であるとの判断によりまして、手数料については改正しないということにいたしました。手数料の改正に関しましては、受益者負担と公費の適正な負担割合、利用者への過度な負担割合の抑制及び近隣市町との均衡性にも十分に考慮をいたしまして、消費税の改正や関係法令の改正及び社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと、そのように考えております。

続きまして3番目の地域公共交通の充実という御質問でございませう。本町における公共交通につきましては、長崎市のベッドタウンという特性から市内への通勤、通学などをメインにしたルートやダイヤが多く設定されていることもありまして、いわゆる交通空白と言われる地域は極めて少ない、比較的充実した環境にあることが国の指標にも示されておるところであります。しかしながら、平成26年度に実施をいたしました町民意識調査では、生活環境の充実度におきまして、公共交通が下から2番目に低く評価さ

れたこともあり、平成28年度に主にバス路線の現況を調査するとともに、課題を分析し改善方策の方向性を示したいいわゆる地域公共交通網改善計画を策定をいたしまして、取組を進めているところであります。路線バスにつきましては、事業者の協力によりまして、北陽台団地や同地区内の商業施設を経由した路線体系への見直し、それと長崎駅長与駅間の有料道路を経由する路線の新設、JRとの接続を意識した長与駅、商業入口間の路線の新設など充実を図ってまいっておるところであります。また、コミュニティ交通の導入検討につきましては、バス停から一定の距離がありバスの進入が困難で勾配が急な斜面地にある中尾団地及び道の尾、自由ヶ丘団地の2地区におきまして、両地区の皆様のお意見をお聞きしながら乗合タクシーの試験運行について検討を進めておるところであります。これまで地域の皆様のお意見を踏まえた具体的な路線、停留所、運行時間の案を作成いたしまして、警察との協議やタクシー事業者との意見交換を行ってまいったところであります。今後、地域公共交通会議での合意、国に申請手続を経ました後、来年度早い時期での試験運行開始を目指してまいりたいとそのように考えております。鉄道の充実につきましては、朝夕の通勤通学時間帯の列車増便、増結や道ノ尾駅への列車行き違い設備の設置、高田駅及び駅周辺のバリアフリー化の推進につきまして、JR九州に要望を行うとともに毎年意見交換を実施をしております。公共交通の利用促進につきましては、ダイヤ改正に合わせて広報誌等により利用の啓発を行ってきた他、バスやJRの時刻表を包括した情報の発信につきまして、バス事業者及びJRと協議を行っているところでございます。今後とも第9次総合計画及び地域公共交通網改善計画に基づき、地域公共交通の充実に向けて計画的に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず1点目の監査委員の選任についてでございますが、今後どのように取り組むかということに質問をさせていただいたんですが、今後も議選の委員を選出して今までどおりやっていくということで、早々に回答をいただいたんですが、今回、この結論を答弁の中でも出されておりましたけども、半世紀以上こういう制度でやってきて、今回改正がなされたということで、そこでこの結論を出すのに結構時間がかかるんじゃないかなと思って、来年の自治体改選は、来年の5月の頭かなというふうに思ってるんですが、その間十分議論がされるんだろうと思ってこのタイミングで質問をさせていただいたところであります。昨年5月18日の国会の総務委員会の中で、この法改正の委員会の中でやりとりがあっておるんですが、当然、今言われたように現状のままでいいんじゃないかという意見と改正案が出されておるわけで、当然その反対意見も、もう議員の中から選任するべきではないんじゃないかという意見も両方あって、そういう中で最終的に今までのやり方も残しながら議会以外のとこ

ろから選出することもできるというその2つの折衷案みたいな形で決定がなされたというところで考えております。そういう委員会の中で、この議案の提案側の財務政務官の発言で各自治体におかれては監査委員の役割等について地方公共団体内でよく議論いただき、こうした条例を置くことが適当かどうか検討をいただきたいと考えております。こうした条例というのは、議選の監査委員を選任しないという条例ですね。こういうものを置くかどうかは十分議論して、決定を検討いただきたいというような話が出ております。そういった中で十分検討なり議論をされたのかどうか、どういう経緯でこの結論を出されたのかというのを、ちょっとそこら辺ありましたら答弁を頼みます。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

今議員が言われたようにこの31次の調査会の中でも相反する2つの意見がっております。そういうことで地方の方に判断を任せられたのかなという感じもします。やっぱりこの件に関しましては、十分に議会と協議を重ねながら進めていかなくちやいけなと思っています。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

先程、答弁の中でも議会から選任、出していただいているというようなことで、議会が推薦をする形でそれを5月の町議の改選後の臨時会の中で、町長が人事案件で議案で上げられるという形になっておられるようでございますので、そういう意味では議会もこの人選には関与をしているという状況でございますので、是非議会の意見も聞かれて、結論を出す参考にされた方が良くと思いますし、仮に議会以外のところから選出しようという結論にもしなれば、後のこの条例を作ったりとか、人選とかでもかなり時間が私かかると思ってるんですよ。だからもう結論、どっちでやるかの結論だけは早目に出していただいた方が良くと思いますので、是非協議を持たれる時期も早い時期にやられて、結論だけは早く出された方が良くと思いますが、どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木総務部長。

○総務部長（荒木重臣君）

先程、町長が答弁したのは現時点でということで、今の段階でそう考えているということで、ちょっと言葉足らずかもしれませんが、今から先、きちんと議会の方にもいろいろ協議を、ずっと重ねていきたいと思っています。来年改選時期でございますので、それまでには早目に結論が出せるように取り組んでまいりたいと思いますので、議会の方も御協力お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。よろしくお願いします。

それでは2点目の手数料徴収の適正化について再質問をします。28年の6月に前回の使用料の改正と合わせて、この手数料の負担割合についても調査をして、検討をして、概ね適正である。したがって改正はしないという結論を出したということであったんですが、私も今現状、負担を、賦課をしてる、条例に載せておられる、別表で示している50項目ですかね。50項目、住民票とかいろいろ載ってあるんですけども、今負担をしているものについては、確かに何ら負担割合が大きいとか、小さいとか、そういうことは別に感じておりませんで、そこは十分精査をされて適正な負担をされているということで、そこは納得するんですが、この法の趣旨ですかね、法の趣旨にあるこの特定の者のためにする事務について徴収する手数料、この規定で考えたときに、今ある町の条例、別表があるんですけども、この別表の中に記載がされていない事務、例えば取れるんじゃないかなというような事務がもっとあるんじゃないかなと。そこら辺の検証も合わせてされたのかどうかですね。そこをちょっとお伺いします。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

手数料の検討につきましては、今条例の方に載ってます別表の中での手数料の見直しということで行っておりますので、この他に取れる手数料があるのかどうかというのは検討をいたしておりません。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。今回の私の質問の趣旨はその部分を、質問の仕方がちょっと悪かったんだと思うんですが、反省をしますけども。実際よその自治体の手数料条例こう見えていますと、いろんな事務でやっぱり取っておられる実態もあるわけですね。長与町のこの別表の中に無いような事務でも手数料をいただいている。だから本町の場合もいろんな事務が各所管であるかと思えますけども、そういった中で、まず、取れるのか、取れないのかの判断をしていただいて、取るべきか、取らない方が良いのか、そういう判断もしていただいて、最終的に取るべきだとなったものについては、是非この一覧表に加えていただくというのは、そういうことを考えていただけないかなということだと思うんですがどうでしょうか。そこら辺、検証をしていただけるかどうかですね。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

その件につきましては関係所管とも十分協議を行って、検討してまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

是非、そういう作業もやっていただきたいと思います。時間がたくさんあるようですので、あと1件この件について質問します。私もこの質問に至ったのには、例えば個人のためにする事務ということで、今、道路とか河川とか例えば町有地とか、そういった所を管理する所管が、例えば個人が土地を分筆して処分しようとするときに、100坪の土地を50坪に2つに割って処分したいとしたときに、当然その隣接者の立会いとかがいるわけですね。当然その人、土地を処分するために町に、道路管理者と河川管理者とか、町有地の管理者とか、そういう所に立会いの申請というところを絶対せんといかんわけですね。そこに町の職員が出向いていく。どうかしたときには、100坪ぐらいだったらそんなに時間はかからないんでしょうけど、大きい土地とかだったら、半日かかりとか、1日かかりなんです。ところがこの条例に、行政負担で考えればやっぱり職員が出向いて行って、もう1日かかり半日かかり、かなりな行政負担なんです。ところがお金は全然もらってないというような状況で、今この1番身近に感じるのは住民票の申請とかいけば1回出してくださいと窓口に行って申請して300円お払いをする。出していただく。これ300円これは妥当だと思うんですけども、そういうのと比較したときに、職員が1日かかりで出向いてその人のために、その人の土地を処分するために行くわけですね。でも負担は一銭ももらわないという、こういう状況があるものですから、これをもらえるかもらえないかの私は判断できませんけども、そこら辺の判断をしていただいて、こういうものでも取れるもんがあれば是非取っていただきたいなというふうなことで、これは私どもは一生縁が無いよう話なんですけど、相当土地を持つての方の一生のうち何回かの話ですね。この賦課をかけるとしてでもそんなに反対はないと思いますので、積極的にやられて良いんじゃないかなという、ほんの1例なんですけど、そういったものがあって、こういう手数料の整備をきちんとしていただけないかなということで質問をさせていただきました。

次に3点目の地域公共交通の充実について質問をいたします。まず、既存路線バスのルート、ダイヤについては充実を図ってきたということですが、少し詳しくお話を教えていただきたいと思います。この北陽台団地内の商業施設ですね、ここを経由した新たに路線バスを走らせてもらってるということですが、確かに私も見たことあるんですが、実際この利用率はどうか分かりますか。乗客、どれくらいの方が利用されているのか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

利用率でございますけども、最近バス事業者の方も経営上の観点からということで、なかなかデータをいただけない状況でございます。私も何度か見に行ったことがあるんですけども、ミニバスですね、何名かの御利用があつてということは確認しております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

せっかく走らせていただいたので、どうせならもうたくさんの方に利用していただくということで頑張ってください。頑張ってくださいと思います。

次に川平有料道路経由の長与駅長崎駅間、これ県営バスだと思うんですけども、これは私ども、まなび野に住んどるもんですから非常に使い勝手が良いんですけども、なかなか行く機会が無いのであんまり、私も1、2回使わせていただいたんですけど、非常にもう時間も早くて使い勝手が良いんですが、私が不思議に思うのが7時台の結構早い時間に1本しかないんですよ。あともう9時以降なんですよ。だからこれを考えると通勤通学で非常に使いにくいというようなダイヤの組み方になつとるわけですよ。そこは何か事情があるんですかね。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この路線につきましては、県立大学シーボルト校もあるということで、そちらの学生の通学、こうしたのも視野に入れて運行を開始したというふうにお聞きをしております。確かに早い時間の本数は少ない。全体では片道13便ほどあるんですけども、少ない状況ですけども、そこまで詳細に本数については確認をしております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

同じように有料道路経由で青葉台を下って行って、北陽台の前を通過して、長与ランプから乗って長崎に行くような、これはもう一方の長崎バスなんですけども、これは結構たくさん乗っておられるんですよ。ただ、乗る側にしてみれば相当な遠回りなんです。県営バスの方がすばつと行くんです。ただ、県営バスの方は1番重要な7時台の後半ぐらいから8時台の通勤通学に使えるような時間帯のバスが無いわけですよ。だから非常に使い勝手が悪い。ここら辺、何か商業的な意図的なものがあるのかなというようなことで、事情が分かればということで質問したんですが、なかなか分からないということですよ。そこは理解をしました。

次にコミュニティ交通の導入検討で乗合タクシーの試験運行の検討を進めるということであったんですが、これは昨日、同僚議員の質問の中で説明があつておりましたので、

大体のことは分かったんですが、1、2点だけお聞かせ願いたいと思います。昨日、便数を1日3往復で週に3日ということでお聞きをしたんですが、この乗合タクシーの乗員定数というのは何人なのでしょう。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

運行の車両については、普通のタクシーというんですか、セダントイプをまず想定をしております、乗客数が4名となっております。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

4名ということは運ぶ人間の数っていうのも限られるわけですね。そんなに多くはないということですね。今までそれを地元との協議とかなんとかの中で話して、協議をする中でそういうふう決められたんでしょうけど、道路の幅員とかの関係もあるんですか。確かあるのかなと思いますけども、この人員でこの運行本数で十分対応できるということの理解なんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

地域の住民の方々との協議の中では、こういう案に対してもっと曜日を増やして欲しいですとか、1日3便も、午前2便、午後1便を考えてるんですけど、午後に2便欲しいとかそういった要望もまだありました。ただ、私どもとしては準備できる経費の中で最低限の足の確保ということで、こういう設定を地域の方とお話をしながら設定してきたところでございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

試験運行ということですが、十分運行をいただいた結果をもって、十分地域の人の要望に配慮できるような運行に努めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に鉄道の充実について。これについては、列車の増便、増結、道ノ尾駅の行き違い設備の設置、これをJR九州に要望し、毎年意見交換を実施しているということでしたが、まずこの増便については今もう公表されておりますように、3月のダイヤ改正でわずかながら減便になっているというようなこと聞いておりますが、この増結と道ノ尾駅の行き違い設備の設置、これについては見通しがどうなってるのか、意見交換とかされているのは分かりますけども、その見通しがどうなのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

J Rは本町にとって非常に、本町の資産といいますか、インフラとして重要でございます。そういう中におきまして、毎年増便、増結、それと道ノ尾駅への列車行き違い設備、これはかつてあったのが廃止されたということです。これについては長崎市と連名で要望を毎年上げさせていただいております。意見交換の中でも、もちろんこれについて言及をさせていただくんですが、やはり行き違い設備につきましては、莫大な事業費がかかると、億単位の金がかかるということで、なかなか実現にいたりません、という話をお聞きしております。増便についてはもう逆に今度は減便されたということがございました。これにつきましてもJ R九州の担当の方と3回にわたりまして話をさせていただきました。実は列車の乗降客数は本町は微増なんです。人口は増えてないけども、利用は増えてるという中においてちょっと容認できないということをお申し上げたんですが、全体の中での決定ですということで御容赦願いたいという事でもございました。ですので、あと増結の話ですが、これも車両のやりくりの関係があつてなかなか現状においては難しいと。ただ、先程の減便の今後についてもそういう乗降客の動向などを見きわめて検討していただきたいということはお伝えしております。長崎駅前が再開発されることによって、鉄道駅4駅を有する本町の利便性が確実に向上すると思っておりますので、そこも強く申し入れをしたところでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

増便についてはもう、確かに減便がされているということなんです。この増便のお願いをするときにちょっと内容を聞きたいんですが、単純に増やしてくださいというお願いになってるのか、例えば私が1番思うのが朝の早い時間がもう相当の人が並んだぐらいの状況で、乗車率もかなり高い状況の中で利用されてると思うんです。そういった中で恐らく増結というのは、多分J Rもいろいろやりにくいところがあると思っておりますので、少なくとも他をちょっと減らして、減らされてるんですが、少ない利用率のところを1便か減らしてでも、朝の多い時間帯を増やしてくださいとか、そういう要望というのはできないんでしょうか。今されてないのかどうかですね。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

御指摘のとおり朝夕は、都市部みたいな感じでラッシュというような様相を呈しております。これについても具体的に特に朝、もう1便か2便かというような話をさせていただいたんですが、やはり先程の行き違い施設が無い現状においては非常に難しいとい

うような回答をいただいております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。次に公共交通の利用促進について、これはいろいろ答弁をいただきましたけども、いただいたもの以外に駅周辺のパーク・アンド・ライド用駐車場、駐輪場の整備というのが上げられておるんですが、これは長与駅を対象にしたものなのか。で、計画を上げられたのかどうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

現状において長与駅はもちろんですけども、高田駅も奥様に送迎していただいているような方もいらっしゃいますので、長与駅に限定したものではないと御理解いただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それについてもちょっと見通しを答弁願いたいと思うんですが。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

鉄道の利用促進という観点からそういった施策と申しますか、事業を私ども盛り込んでおりますが、現状においてなかなか難しいということです。これは第8次、多分その前の第7次からそういった施策は盛り込んでおりますし、町有地の活用なども検討した経緯がございますけれども、なかなか難しい状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

それと地域公共交通の充実、これにちょっと通告にはまるのかどうか分かりませんが、庁舎の壁面に新幹線に関する懸垂幕ですかね。今も下げられておられると思うんですが、新幹線が整備されることで本町のメリットをどういうふうに期待されてるのか、ここちょっと、もしあれば答弁を願いたいと思うんですが、よろしいですか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

例えば経済波及効果などといった、そういう具体的なものは算定もしくは算出をして

おりませんけれども、先程も私ちょっと言及しましたけれども、現状において人口は増えてない中において鉄道の利用が増えていると。やはり長崎駅まで17分という利便性ですね、これは非常に本町にとっての強みだと思います。駅前が再開発されるということです。これは全国的にも注目をされているようでございます。そういう中においてやはり活性化する長崎駅周辺から20分以内でアクセスできるという本町にとっては、これは非常に期待するものでございますし、今後具体的に何らかの、本町もそれを生かしたまちづくりを進めていくような検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

分かりました。最後にですけども、私この質問を書かせていただいた後に、実際この総合計画を見ながら、どのように具体的に対応していくんだらうかということで、この総合計画を構成する実施計画というのを探してみたんですよ。これはあるんですか、無いんですかね。ちょっと探せなかったもんですから。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

総合計画は計画期間10年の基本構想があつて、その前期後期として基本計画がございます。その下に3年の計画期間としての実施計画というのがございます。これは毎年ローリングをして改定をしていくわけなんです、それは毎年策定をしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

その実施計画がこの総合計画の一層をなすということであるのであれば、それは公表はされないんですか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

現状においては本町においては公表をしております。ちょっと機会がありまして県内の状況を調べたことがございます。県内においては3市町で公表をしていると。その公表の内容についても詳細に公表してる所、それとざっくり公表してる所ございました。それと先程申し上げたように3年の計画期間ではありますが、毎年ローリングにて改定をすると、そういった中において住民の皆さんに誤解を与えないような公表ということで、各市町苦労してるのかなと思っております。ですので、財政計画の公開の話も以前

この場でいただきましたけれども、透明性の確保という観点からどういった内容で、仮に公開するのであればどういった内容にすべきなのか。ちょっと研究をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

浦川議員。

○1番（浦川圭一議員）

この件については通告をしておりますので、詳しくは聞きませんので、ここで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で10時30分まで休憩いたします。

（休憩 10時12分～10時30分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順7、金子恵議員の①若者支援における課題、到達点について。②住民参加型の行政のあり方についての質問を同時に許します。

7番、金子恵議員。

○7番（金子恵議員）

それでは早速質問の方に移らせていただきます。①若者支援における課題、到達点について。子ども・若者育成支援推進法が22年に施行されました。その法の中において、若者とする対象年齢が2018年から15歳から39歳までだったものが、44歳までと幅が広がり、その支援は各自治体においてなかなか進んでいないのが現状です。そして現在、人口減少、経済環境の悪化など社会的課題が山積する中において、若者に対する課題が浮き彫りになってきました。家族の経済力によって、これまで守られてきましたが、親の高齢化、経済状況の悪化など、どうにかできる状況ではなくなり、社会的に深刻化してきています。確かに若者支援という所管課がどこになるのか、その支援は多岐にわたり難しい問題ではあります。しかし、社会にとっての資源であり地域の担い手でもあることから、将来に向け、その力を生かしていくことが行政、地域にとって重要になると考えます。その中で、社会人として生活する若者を将来的にも様々な観点から育成支援していくことも必要であると思います。若者に社会の中で貢献してもらうためには、今後の支援策は将来を設計する上で力を入れていく課題であるという側面から、以下の質問をいたします。（1）若者支援のための政策の必要性をどう捉えるか。

（2）本町における若者支援の現状、課題、取組について伺います。（3）若者の声を町政に反映するための政策は今後必要ではないかと思われれます。現在、どのように対応しているのか。（4）福祉的な支援、ひきこもり、ニート、更生保護など、これらの取組の現状、課題、今後の取組についてお伺いいたします。

次に2番の住民参加型の行政のあり方ということについてです。協働、共生のまちづ

くりの中で、行政、住民間の情報共有は住民自治の基本と言えるのではないのでしょうか。また様々な課題に対し住民の意見を取り上げ、一丸となって取り組むことが重要であると考えます。そのために求められることは、透明性のあるガラス張りの町政運営であると思います。そこで、本町の情報の公開、共有、提供、この考え方を質問いたします。

(1) 良い情報も悪い情報も正しく公平に出すことが住民に信頼されるために重要と考えますが、見解を伺います。(2) 組織内での各課の情報共有、横断的な連携など、現状を伺います。(3) 住民の声を聞く場として、ほっとミーティングの開催を実施するなど、様々な手法でその環境を整える努力をされておられます。その中で、住民の提言、要望の捉え方についてお伺いいたします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員の御質問にお答えいたします。1番目の質問につきましては教育委員会から回答いたしますので、私の方からは2番目の質問について回答させていただきます。2番目1点目の住民への公平な情報の提供が重要と考えるが、その見解についてという質問でございます。情報の公開というのは、すなわち行政の透明化の確保だと思っております。私が地域に出向きまして、地域に住む方の声を聞き、行政報告をすることで行政に関心を持っていただくことを目的に開催をしておりますほっとミーティングの実施や定員、給与などの状況については広報紙やホームページを活用いたしまして、住民が理解しやすいように工夫をし、公表しておるところであります。また議会上程した議案の公開、あるいは施政方針につきましても、年度当初に周知を行い、経過報告と成果を上半期末と年度末に長与町ホームページにおきまして公表を行いまして、公正で透明性のある行政運営を行うと共に、行政情報を分かりやすい形で積極的に提供しているところでございます。その他、情報公開制度によりまして実施機関が持っている公文書などの情報を住民の皆様にも公開できることとなっております、町の情報を公にすることで町民の皆様の声により一層町政に反映させ、公正で開かれた民主的な町政のため町民行政が一体となったまちづくりに取り組んでいるところでございます。

続きまして2点目の組織内での各課の情報共有、横断的な連携などの現状についてのお尋ねでございます。行政は継続性、公平性、安定性が求められているために、各部署の役割と担当業務を明確にし、責任を確実に果たすことを基本としております。しかしながら住民ニーズの多様化など、単一部署では解決できない課題も増えてきておりまして、介護、子育て、教育、また地域づくりにおきましても防犯、防災、環境、交通など、いろんな方面に多岐にわたるため、行政の横断的な対応が求められていることは御案内のとおりでございます。組織内の情報共有あるいは横断的な連携につきましては、部長会議や課長会議を開催しておりまして、各部局での現状や課題などをテーマに会議を行いお互いの情報を共有し、相互理解を促すことで組織内連携を容易にすると、そういつ

たことをする他に、常日頃から危機管理意識を持ち、部局間職員間のコミュニケーションを密にして情報の共有化を図りながら、実務者レベルの担当者の連携にも努めておるところが現状でございます。また公平公正の立場で物事を考え、画一的ではなく、誠意のある対応ができ、町にとって今何が求められているのか、何をすべきなのかを論理的に把握し、その実現に向けて積極的に行動する職員となるよう研修などの人材育成も行いながら連携を生み出しやすい組織環境づくりにも取り組んでおるところでございます。

次に3点目の住民の提言、要望の捉え方についての御質問でございます。町政を身近に感じていただくために、先程申し上げました町政についての意見交換を行う場としてほっとミーティングを開催しております。その他にも多くの関係団体、関係機関の方々とも、できるだけ私自身がお話をし、意見交換ができる機会、こういったものをたくさん作っているところでございます。また町政について日頃から思っていることや感じていること、こういった忌憚のない御意見、御提案をいただくために、まちづくり提案箱を町内公共施設6か所に設置し住民の声をお聞きしておりますけれども、大変最近、増えてきておるところであります。いただいた御意見は行政でも気づきにくい貴重な御意見でもあり、対応可能なものにつきましてはできる限り迅速にまちづくりへと反映させていただき、対応が難しいものにつきましては所管課と協議を行い、なぜできないのか、何が問題なのかを丁寧に手紙等々を出しまして説明をしているところでございます。また、どちらの意見も住民の皆様へお知らせするために、その主な内容を可能な限り広報紙及びホームページ等々に掲載をしているところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

改めまして、おはようございます。私の方からは、1番目1点目の若者支援の政策の必要性についてお答えいたします。子どもや若者は将来、地域や本町、長崎県、日本、そして世界を担う存在であると考えます。その点で、子どもや若者は私達の未来です。したがって、子どもや若者に対し、様々な部署が連携すると共に各方面からの支援をいただきながら施策を実施していく必要があると考えを持っております。

次に2点目の本町における若者支援の現状、課題、取組についての御質問ですが、教育行政の視点からお答えいたします。本町におきましては、若者を取り巻く環境をより良くするために、次のような支援を行っております。全国的に見ても小中学校の不登校が、その後のひきこもりに繋がる場合も少なくありません。そこで、本町でも子ども達の将来を見ながら不登校を減らし、若者のひきこもりを無くすために、適応指導教室いぶきにおいて専任の相談員が指導に当たるなどの取組をしており、さらに学校においては、子ども達が安心して学ぶことができる環境づくりに向けて、いじめ防止基本方針を町、各学校で策定し根絶に向けて取り組んでおります。また現在、若者の生育環境の中で健全な情報とは考えられないものも多く存在します。情報環境の浄化に向けた白ポス

トの設置、SNS等を中心に若者が利用することが多いインターネットの良好な利用に向けて、町内学校においてメディア教育等を実施しております。

3点目の若者の声を町政に反映する政策についての御質問につきましても、教育行政の視点からお答えいたします。選挙における投票という行動は、声を町政に反映させる重要な方法の1つであると捉えております。そこで、本町の成人式において選挙ハンドブックを出席者全員に配布するなど、政治に関心を持たせ、投票行動に繋げるための取組を行っております。このことが今後、タウンミーティングへの若者の参加等にも繋がっていくものと期待しております。

4点目の、福祉的な支援の取組の現状、課題、今後の取組についての御質問についてお答えいたします。福祉サイドでの支援として、ひきこもりの対応としましては、現在町で関わっているケースは非常に少ない状況でございます。その原因としましては、本人はもちろん家族も知られたくないなど相談を躊躇することも多いように思われます。健康相談や健診結果説明会など個別相談時に困り事がないかをお尋ねし、把握に努めているところでございます。昨年度から県立大学シーボルト校のネットワーク連携の研究に協力し、より相談しやすい体制づくりに向けて取り組んでいるところでございます。無就職者に対する支援につきましては町が直接支援を行っている事業はございませんが、生活困窮者の就労自立促進事業としまして、平成26年度から毎週1回ハローワークの就労支援ナビゲーターによる巡回相談を実施しております。生活保護受給者など対象者に要件はございますが、ハローワークと連携した就労自立支援の推進に努めているところでございます。長与町社会福祉協議会の生活相談支援センターにおいても、就労に対して不安のある方に対して様々なサポートを行っております。また窓口等において、相談を受けた際には、無就職になった要因、生活環境などの情報を把握した上で、関係機関へ繋げるなどの対応をとっております。更生保護の対応につきましても、町では対象者の把握ができないため、対象者に対して直接支援を行うことはありませんが、更生保護協会や保護司会などが実施する研修会への参加や広報資料の配布など、活動に対する間接的な支援を行っているところでございます。ひきこもりや無就職者などの対象者の把握が困難であることから、支援する制度や相談窓口がありながらも支援を受けられない方々がいることが課題として上げられます。1人でも多くの若者の支援に繋がるように、関係機関等と連携を深めながら情報把握に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

それでは再質問に移らせていただきます。今、それぞれ答弁をいただいたんですけども、どうも私の再質問が今の答弁とはちょっと違う方向に行ってるような気がするんですけども、その点は御容赦いただき答弁をお願いしたいと思います。まず、若者支

援というのは本町のみならず、他の自治体も支援をどのように各課と繋げていこうかという、試行錯誤しているというのが今の状況なんですけれども、支援を受けなくても自立した生活を送る若者が大半ではあるというふうに思いますけれども、現状というのは数は少ないにしても様々な課題が複合的に重なって複雑な事情を抱えているという若者も最近は多いように思われます。あとからひきこもりの件は質問をしようと思いましたがけれども、数はかなり少ないということでしたけれども、これは表面に出ている分だけの数であって、そうではなく、これは根深い部分があるかと思しますので、その点を念頭に質問の方にお答えいただければというふうに思います。それぞれの問題点というものは個々で違ってきますので、これに対してやっぱりその状況を踏まえた対応になるかというふうに思います。今後のことを考えながら、プライバシーの考慮など、本町で相談者の対応方法というのはどのようにしておられるのか。相談少ないということでしたけれども答弁できる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それではお答えしたいと思います。現在、健康保険課で関わってるケースは4件ほどになります。また、今までの関わったケースというか把握しているケースも50件に満たないような状況です。相談経路なんですけれども、やはり本人から上がってくるというのは、ほぼほぼ無いような状態で、お母様とかお姉様とか、そういう家族の方からの相談というのが多い状況です。じゃあ、どういった場でそういう相談を受けてるかと言いますと、窓口に来られることが多いです。それとあとは、特定健診の保健指導の時とか健康相談の時とか、やはり個別相談の時の話の流れから把握するというパターンが多いように思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

分かりました。まず自立という観点での質問ですけれども、社会生活を円滑に営む上で困難と見られるという若者が、やはり昔からすると多いように思われるというか、自立、自分で自分のことをきちんと律することができない、そういう若い方が見受けられるように感じるんですね。実際ここを支援していくことは、福祉の方だけではなくていろんな面でのサポートというのが必要になってくるかとは思うんですけれども、所得拡大ですとか処遇の改善など大きな問題ですけど、やっぱり国の方もこれに関しては、積極的に取り組むという姿勢を見せております。そこでお尋ねするんですけれども、現在本町に住む、分からないかもしれないんですけど、若者の所得状況というのは、県下ですとか、そういうのというのはなかなか把握はできないかもしれませんが、これに合わせて都市部への人口流出との関係、所得と人口流出との関係、こちら辺はどのように

捉え、分析されているかお答えしていただければと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木税務課長。

○税務課長（荒木秀一君）

お答えをいたします。若者の所得状況といいますのは、個別的には捉えておりません。ただ段階的に若年層から上がっていくに連れ、所得の状況は増えているというようなグラフどおりの結果になっております。人口流出に関してですけれども、結果としまして、今後若者が減ることによって、最終的に今言いました税額が大きくなる所得が高い方がいなくなるということがございます。ただ、今のところ幸いにして、例えば新しい区画整理があったりとかいうことで、新たに長与町へ入って来られる方というのも今時点ではございますので、今後につきましては、確かに減少傾向に向かうと思いますが、現時点ではそのような状況でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

本町は現在働くという町ではなくて、やっぱり住みやすい町ということになっておりますので、町外に出られる若い方、市内ですとか時津町の方、そして町内で働く方は良いんですけども、県外等に流出をされてしまうという、そういう面でいろんな施策を講じているということは承知はしておりますけれども、できれば町内で雇用の確保、就労の場というのを確保するというのも1つの重要な課題に今後なってくるのではないかとこのように、思いますけれども、その点での考え方というのを伺いいたします。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

町内の就労確保という件でございますけれども、企業を誘致できれば1番良いんですけども、なかなか町内へ企業誘致できるような用地等も存在する状況ではないと考えております。そのような中で、榎の鼻地区におきましても商業系ではございますが、一定そういう雇用の場という形になっておりますけれども、そういう企業の進出もあっております。そういう形で長与町内でも来ていただけるような企業の、何と申しますか、工場とかそういうのは難しいかもしれませんが、そういうふうなサービス系であれば、長与町でも十分可能なところもございますので、その辺りは我々も研究しながら企業の誘致に繋げていけるような検討を進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私は今の質問を普通にお答えしていただけるだろうという想定の下で作らせていた

いたんですけども、皆様の頭の上にはたくさんのハテナがぼんぼんぼんと乗ったような感じがしましたが、その企業誘致は難しいということですけども、それは企業が定めることだというふうには私は思うんですね。一応セールス、その誘致ということだけでもするという事は大事なことであって、昨日も質問の中で同僚議員が言っておりましたが、今は攻めの時代であると。待つ時代ではないと。良い言葉だなというふうには私は思いました。で、長崎市の方の神の島という地区にいろんな企業ですとかいろんな会社等が入っておりますけれども、決してあそこは、私は便利が良い場所だというふうには思わないんですね。あそこよりは長与の方がかなり場所的に、余裕があるはないはあるかもしれないんですけども、それを考えると一応誘致の方の面での努力というのは必要かというふうには思うので、そちらの方、どこか片隅にでも考えていただければというふうに思います。これはやはりトップセールスが大変重要になってくるかと思うんですけども、町長は民間におられて、そういうことで経験もございまして、そのトップセールスについては町長自らが発信をお願いできればというふうに思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

各町にはそれぞれ個性があると思うんですね。長与は企業が進出したりとか、工場を起すとか、そういう個性のある町ではないと私思っています。この町は人が住む、そしてそこに教育があり子育てがあり、そして生活しやすいと。そういったものを磨くことによって長与町にたくさんの方が来てもらうということが長与町の、私は個性だと思ってるんですね。神の島の話出しましたが、暫くそういった形で長与町も工業団地を作ろうということで毛屋白津の方に海を埋め立ててしまいましたが、結局その所よりも時津の方が埋め立てた方が行くと。なぜかと言うと国道があるからなんですね。そういったこともありますし、だから、いろんな地域の特性というのはあると思うんですね。だから私はそういった面で言えば、かといって、じゃあ全て無くすかというんじゃないで、来るところは来ていただくということですので、広域連携、中枢連携都市圏構想ということで、長崎市と時津と長与とそれぞれ個性は違いますけども、それぞれの個性を認め合って連携しながら人を増やしていこうと。こういうことの方がより現実的じゃないかなというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

大体そのような答弁をいただけるんだろうなというふうには思っておりました。ただ、住む町ということで、教育、子育て云々に力を入れて、それなりに転入者というか、住んでいただく施策というのは十分になされているというのは理解はしております。しか

し、教育とかそういうものに力を入れても、結局ある程度の年齢になって長与町から出ていけば、はっきり言って元も子もないというか、その人達に定着してもらうというこの政策というのも、やはり1つ考えていかないといけないというふうに私は思いますので、そちらの方もちょっと考えていただければというふうに思います。

次に福祉面での支援ということでもちょっと質問いたします。先程ひきこもりの現状ということについてお聞きしましたが、数は少ない、そして相談するにしても親御さんとか家族の人からの相談だけであって、なかなか表に御自身で悩みを打ち明けてくる方は、当然でしょうけど少ないということで、ではそのままにしていけないということになると、私はそうではないと思って、今回このひきこもりの件をいろいろ調べましたら、青森に多分富士森町という所だったと思うんですけど、数が少ないというふうなお答えをいただくという想定がなかったので、きちんと町の名前を覚えてないんですが、そこは4,000人の人口の町で実際にその町内全てを調べたら、たった4,000人の中に100人のひきこもりの方がおられたそうです。ですから4万2,500、約そのくらいの本町において、それを普通にただ単純に計算をすると、かなりの隠れたひきこもりの方というのはおられるんじゃないかというふうに思います。これは男女関係なく、男性の方だけじゃなくても女性の方でも。確かに今回は若者支援ということで私はさせていただいておりますけれども、年配の方、高齢者の方のひきこもりというのは実際に自治会内でもおられますし、そういう方も含めて、このひきこもりというのは結構今の現代の状況の中での1つの大きな問題なのかなというふうに捉えております。若者のこのひきこもりの現状ということでお伺いしたいんですけれども、このひきこもり支援の方向性というのは、例えば医療支援だったり、生活支援、こういうものがその日常生活の支援というところから始まって、次に居場所の提供を含めて社会参加を促すことによる社会的自立、そして先程言いました就労支援による経済的自立、こういうふうないろんな支援というのが適切に活用できる状況を整えるということであろうというふうに思います。相談がまずはないことには、この居場所の確保というのも必要と言えば必要だし、必要じゃないといえれば必要ではないんですけれども、先程その4,000分の100人というところで、本町においてもこのひきこもりの調査というのはされる必要が今後出てくるのではないかというふうに思うんですが、数少ないというところで必要が無いという見解なのか、その辺りをちょっと考え方というのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それではお答えさせていただきます。今、実を申しますと県立シーボルト校の久佐賀先生の研究を協力をさせて頂いております。国の調査によると大体5%程度がひきこもりということで、長与町であれば15歳から49歳人口の、1万7,000人ぐらいいるんですけども、それを推計すると800から700人ぐらいがひきこもりではない

かというふうに言われております。先程申しましたように非常に相談が少ないと。まずはその相談をできるような体制づくりが大切だろうということで、久佐賀先生と共同でどのような相談システムを作っていくかというところに力を今入れてるところです。その1つとして、シーボルト校の学生によるチラシを作っております。こういうチラシになるんですけども、このチラシの特徴は、若者を対象にということでQRコードを付けております。ということは、若者がすぐこのQRコードを示すことによって、どこに相談すればいいかなということで、自分自身が相談できるような流れを作っていこうとしております。こういうのを今現在、国保新規加入の方にお配りをしております。これは先程金子議員が言われたような、都会に出てそして帰ってきた人が、結構そういうひきこもりになったりとか、次の職が探せないというところに繋がるのかなということで、国保の新規加入者の方にお配りをしてるという状況です。ただしまだ、今そこだけに留まっておりますので、今後また関係各課と協議をしながら、どういうふうに使っていくとか、そういうのを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

課長の、その学生が作ったチラシを若者対象に配るということで、良い取組だなというふう思ったところです。ホームページの方にも御相談下さいということで、ひきこもりの方専用のダイヤルが書いてあるページというのがあろうかと思います。こちらの方が、もしかしたら家族の中でひきこもりかなと思う方達は、開いて見る方もおられるかもしれないんですけども、なかなかこう私年代というか、親というのはある程度高齢ですので、その方達はそのホームページを開いて見るということは到底ないだろうと。30歳の子どもを持っておられる方を中心に考えても50代60代。その方達がホームページに入ってくるかといったら、それもちよっと厳しいかなというところで、よく最近、広報ながよが結構詳しい情報が、いろんな情報が入ってて、今回も3月号にはイノシシに出会ったらどうかという、そういう細かい対策法まで出しておられますので、そういう面でもひきこもりに就労支援、そういうものの施策があるのであれば、やっぱり周知というのも大事なかなと。どんどん皆さんが相談してくればこういうことは決して必要ではないかもしれないんですけども、ここまで水面下で困ってる人がいるという状況が実際にはあるだろうということがもう分かっておりますので、そういう点では、やっぱり考えていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

議員御指摘のとおり広報等での周知といいますか、そういった観点ですけれども、先程もございましたけれども、調査を行った方が良いんじゃないかという御指摘がござい

ましたが、健康保険課長が申しあげましたけれども、どうしても自分の方から言い出せないという方が多いということで、調査のやり方にもよるかと思うんですけども、そういった方々でも気軽に相談ができますよというようなことでの、例えば広報での周知であったりとか、ホームページに掲載しての相談しやすい窓口でありますというような御紹介を差し上げて気軽に相談ができるようなということで、周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

お願いしたいと思います。ただ、そういう周知も併せて、今後のことになるのかもしれないんですけども、昨日、長与町の特徴として子育て支援の面で訪問支援ということでされているということでありました。いろいろ調べていく中で、実際ひきこもりの数のある程度把握している自治体というのは、なかなか窓口に来れない方もいるので訪問支援という形で相談に乗ってやるやり方で、支援をされているところもあるんですけども、そういうことも含めて今後、その数の把握と同時に検討いただければというふうに思います。今、質問しました分は、相談をして下さいということで情動的なものだったんですけども、今度、場所的なもの、核となる場所的なものというのがあると相談をしやすいのかなというふうにも思います。その核としての居場所づくりということで、いろんな面で社会福祉協議会の方にもご協力をお願いしておりますので、そここの片隅に、県なんかでは子ども若者相談センターみたいなのがありますけれども、そういうものをちょっと、ニートですとか、そういうひきこもりの方も利用できるような仕組みというのをプラスされてはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

御指摘いただいておりますけども、県の方に確かに子ども・若者総合相談センターというのがあります。長与町でそういう施設があればということはあるんですけども、なかなかちょっとその対象者というのも把握できてないというところでの設立の難しさというのがあります。今、社会福祉協議会ということを書いていただいたんですけども、社協の方でもそういういろんなお困り事とかの相談のセンターみたいなのを設置してもらってます。ですから、そこで一定お話をするというような場というのを作っておいてありますので、そこも御利用いただければと思いますし、今後、若者が集えるような、気軽に集えるような場所というのを作っていくことも、町としても重要なことではないかとは思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

居場所づくりにその事業の課題として、今後のことになりますけれども、やはり財源とノウハウが不足しているというところが課題かというふうに思いますけれども、生活困窮者自立支援制度ですとか、国の補助なども活用できると思いますし、また空き家の活用の補助金などはこのひきこもりに関しても、何て言いますか、利用できる、そういうふうな補助金もあろうかと思えます。そして、県が支援するモデル事業などあろうかと思えますので、そういうものの活用をして、いつでも受け皿を作っておくという体制を整えていただければというふうに思えます。この①では最後の質問になるんですけども、更生保護ということに関してちょっと1点だけ御質問させていただきたいと思えます。対象者は絶対知らされないということで間接的支援ということで、確かに保護司会への補助ですとか、県の方への補助ですとかそういうもので協力をされているというのは予算書等で見たところですけども、子どもの頃にやはり問題を抱えた人というのは後に犯罪に走るというパターンが多いということであって、出所しても25歳までに再び犯罪を犯すなど再犯率も高くなっているということは法務省の犯罪白書のデータの中に出ております。そのような若者に対して社会支援ということで、社会的支援というのは限られているというふうには思いますが、でも、実際現場では保護司の方ですとか、協力雇用主という理解のある雇用主の方々が献身的に支えてくれているという現状がございます。今現在その補助は受けてはいるんですけども、今以上の協力支援を要望したいというふうに思うんですけども、この点に関しての見解をお聞きしたいというふうに思えます。

○議長（内村博法議員）

森川住民福祉部長。

○住民福祉部長（森川寛子君）

更生保護の関係でその雇用の拡大と言うんですか、雇用主の理解によって犯罪から立ち直るための支援ということで、していただいているんですけども、その件については町としても、補助金という形で更生保護協会であったりとか、町の保護司会の方に補助金という形での協力をさせていただいております。それから、こういう事業に協力をしていただきたいということで、町の方から町内の企業とかにお願いに行くということも可能かと思えますので、是非そういう御協力はさせていただきたいと思っております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

よろしく申し上げます。今回のこの1番目の質問のテーマの中に到達点という言葉は私は使いました。最近何か言葉というものに、結構いろんな言葉が頭に残ったりとかして、良い言葉というのはずっと覚えているもんなんです。先程、教育長が子ども若者、これは私達の未来とおっしゃった、この言葉はもうすごく良いなと思って今後どこかで

使えればなと思うぐらい良い言葉だと思います。今回のこの到達点という言葉に関しても、私はこれが結局、長与町の到達点が、若者支援に関してはどこにあるのかというところで、最終的にまとめたいなというふうに思っておりましたけれども、町長の考えるこの若者支援に対するこの到達点というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

到達点と言えるのかどうか分かりませんが、今先程おっしゃった、私達の未来ですという言葉が好きだということですが、やはり私達が子ども達に対する支援というのはいろんな支援があると思うんですよ。教育の支援もあれば、子育ての支援もあれば、地域の方々の支援もあるかと思えますけれども、そういった支援というのは、実は子ども達に対しての支援と思ってやっていますけれども、しかし支援を受けた子ども達がたくましく、そして立派に育ってきて大人になってくると。そしたら逆に彼らが社会人となって社会を支えていくと。そうする時には逆に私達はその子ども達にお世話になるということになるわけですね。だから到達点と言え、ひょっとしたらそこかもしれません。それはずっと回転していくんでしょうけれども、子ども達に対して我々がいろんな形の支援をすることは、すなわち我々に対する支援であるということですので、私はそういった面では日本を、世界を、そして地域を支える、そういった子ども達に育っていただくよう、私達が手を成していくことが支援であり、そして私達がまたそれを受け取ると、そこがいわゆる議員がおっしゃっているような到達というものかもしれません。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

到達点ということで考える方向性としては同じなのかなというふうに思います。そこでプラス、私はいかに優秀な納税者を育てるかということも1つあるかと思えます。生き辛さを抱えた若者が1人でも少なくなると、この長与に定着をしていただいて、そして社会づくりの土台となる具体的な政策というのは町側の方でお願いをして、これからの若者支援ということを政策の中にも取り組んでいただければというふうに思います。

では、次に住民参加型の行政のあり方ということについて、お尋ねをしたいと思えます。住民と行政の協働によるまちづくりというのは、やはり情報の共有化と住民の参加の促進というのが重要であるということは、いつも町長の方もおっしゃっていることですが、この情報の共有化ということに関しましては、受け手のニーズということもありますけれども、説明を求める住民がないからではなく、やっぱりこちらの行政側の方から重要な課題であると考え、やはり丁寧な説明、そういうことが大事かというふうに思えますけれども、そういう説明のさらなる機会の拡大といいますか、タイムリーに直接住民に説明できる機会の充実という面も重要かと思えますけれども、

見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

山本総務課長。

○総務課長（山本昭彦君）

情報の提供ということで、前、使用料の件とかありましたけども、この件も反省含めまして十分な説明と周知、それと住民の方に情報提供を行ってまいりたいと思っております。またこういう形で実際、取組の方もさせていただいてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

私も使用料のことをある程度想定をしてこの質問をさせていただいたんですけども、まず3番目のほっとミーティングの開催等での提言要望の捉え方という、この辺りでの質問なんですけれども、町全体における町民からの要望、自治会からの要望もあるかもしれないけれども、そして、ほっとミーティングでもいろんな要望が来るかというふうに思います。説明だけで終わればいいんですけども、この時とばかりに住民の方がいろんな意見を出していただきますので、ある意味ありがたいことだなというふうに思います。来た要望をどのように管理し、適正に処理を行っているかということですけども、迅速に対応されているということで、そこが1番なのかなというふうには思いますが、優先順位等もあるとは思いますが。財政的なこと、そういうもののある程度の均一化されたプロセスというか、そういうものというのは、複数部署で比較検討ができるような情報の共有とか、データベースの作成とか、いろんなものが必要なのかもしれないんですけども、そういう面ではどういうふうな管理の方法をされているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

管理の方法と言いますか、要望、あとまちづくり提案箱の御意見等、受付は広報秘書課の方になります。いただいた御意見を担当課、そちらの方にお持ちして、そちらの方から回答をもらいまして、また広報秘書課の方から回答はさせていただいております。その情報につきましては年に2回程度、広報紙等に掲載しておりますし、あとホームページの方にも掲載はしております。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

要望の内容は、その広報に年2回ほど載せてあるという、掲載されているのは私も見てはいるんですけども、要望の内容の傾向なんですけれども、どういう要望が町民の方から多いのかという点はお答えいただけますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

まちづくり提案箱の分になりますけれども、平成25年から29年、今現在で177件が来ております。その中で要望が多かったものが、役場の庁舎の施設に関するものとか公民館等の改修等、あと道路河川の改修ですね。あと職員の接遇、交通問題が多い順番になっております。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

提案箱なんですけれども、私は皆前自治会という所に住んでおりますが、そちらの住民の方からも幾つか提案箱に意見を書いて出しましたという話をよくお聞きするんですけれども、町民の皆さんへのその情報公開について、要望の受付状況、進捗状況と言うんですかね、町民に分かりやすく伝えることで官民ともに懸案事項への問題意識の共有ということができるかというふうに思うんですけれども。昨年地元の要望をどこで言おうかということで、これは町全体での1つ問題でもあるというところでの質問なんですけど、昨年8月から政治団体が街宣活動でずっと町内の方、回られております。警察の許可の下で活動されていますので、町の方からどうのこうのという、そういう問題では決してないというふうに思います。しかし地元の住民からはさすがにどうなっているのかなど。もうここまで続けば、こんな長く街宣車が回る自治体はなかなかないだろう。その街宣活動の中で話していることが事実なのかという声もさすがに出だしたんですね。これに連関して、町の方は内容がどのようなものか把握されているのか、まずこの点をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

青田秘書広報課長。

○秘書広報課長（青田浩二君）

そちらの方は去年の9月6日付けで、まちづくり提案箱の方に入っておりました。こちらの方が匿名でしたので回答はしておりません。その内容については、バス等で給食関係のお米の件、それについて議員、町長はどのような受け方をされておりますか。あと、そのきちんとした結果を広報にて説明していただきたいという内容でした。こちらの方は議会だよりの方ですね、そちらの方に特別委員会の設置から本会議での一般質問の答弁、あと議員辞職勧告決議等も詳しく載ってますので、広報紙の方では敢えて掲載はしておりません。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

議会だよりの方にそちらの方の情報というのは載せましたので、そちらの方はきちんと読んでもらっているようではございますけれども、町の立場としてというところで、やはり納得がいていないという、そんな感じが受けられます。ただ聞くだけですので、ああいうふうに戻ってただ聞くだけですので、その内容が事実なのか、様々な情報というのが結局もうひとり歩きをしている状態なんですね、この近辺。説明責任、情報提供という点では、議会だよりに掲載していたから広報に敢えて載せなかったということではございますけれども、これはやっぱりどうにかするとか、対応を考えていかないといけないんじゃないかな、住民に対してですよ。住民に対して、やっぱりこう何らかのこうアクションを起こすべきではないのかなというふうに思うんですけれども、そちらの方はいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問でございますけれども、地域安全課としましては業務妨害等の、そういうふうなこともちょっと考えながら、また弁護士に幾度となく相談をしておりますし、また警察とも協議を行いながら、現在も継続して協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

この役場周辺というのはやっぱり教育施設もありますし、子ども達の精神衛生上もよくないという声も上がってます。さすがにここら辺できちんと対応すべきとか、やはりそういう住民の声というのは、他には上がっていないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

住民からの声というのは、先程広報秘書課長が申したような内容でございます、地域安全課の対応としましては、先程申しましたように弁護士、警察との協議を行いながらやっているのが現状でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

金子議員。

○7番（金子恵議員）

法的なものとか条例上対応できるということもあろうかと思えますんで、そちらの方で、1番考えるのは子ども達の施設がそこにあるということをやっぴりお母さん達も懸念されているようで、このままでいいのかな、その内容的な情報というのはどういうふうになってるのかなという話が、やっぱり持ち上がりますので、敢えてこちらで質問さ

せていただいたところです。声はなかなか上がってはいないということですが、声なき声、ため息というものも聞き逃さないような、そういうふうな耳をダンボにしようというんですか、大きくして、声を聞いていただければというふうに思います。今回その情報公開と住民参加の行政ということで質問させていただきましたけれども、北海道のニセコ町の元町長、逢坂誠二さんという方がいらっしゃるんですけども、この方は今、衆議院議員ではありますけれども、こちらの方が3期か4期、このニセコ町の町長をされたんですが、情報が無いのはメニューの無いレストランと言われたそうです。では住民はというと、やはり自町を自分のことと思う当事者意識というのが薄いなというふうに私も思います。この点からも、行政は分かりやすい情報というメニューを提示して、住民も、こちらは私達、私というか住民の側のことですけれども、当事者意識を持つことがやはり地方自治、今後ですね、大切になってくると思いますので、やはり行政と住民と本来あるべき姿という、そういうものを構築することに尽力をいただければというふうに思います。これで質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で13時まで休憩いたします。

(休憩 11時28分～13時00分)

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順8、堤理志議員の①公共施設の老朽化対策、有効活用についての質問を許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

皆さんこんにちは。私は公共施設の老朽化対策、有効活用について質問をいたします。平成29年3月公共施設等総合管理計画が策定されました。これによると公共施設の現状、課題、管理に関する横断的、基本的な計画が示されています。公共施設の老朽化対策は、町財政と住民に対する公共サービスに関わる大きな課題であると考えます。維持保全と判定されたものについては、今後10年程度は施設の機能を保持し修繕等で管理していく施設とされています。更新検討、要早急対応と判定された施設は、今後住民の利用に影響が出ることも考えられます。今後、住民の関心はこれら検討、対応の具体的な中身に移るものと思われれます。そこで以下の点を質問をいたします。まず1点目、ニーズや利用度の優先度合いはどのような方向で判断されたものでしょうか。2、施設全般の有効活用についてはどのようなことが考えられますか。3点目、更新検討、要早急対応の具体的な手法はどのような形で論議をし、決定していく考えでありましょうか。4点目、必要な予算確保の考え方はどうでしょうか。5点目、老朽化対策を町の負担と見るだけでなく、地元経済の活性化策と捉え、地元業者へ優先発注する考えはありませぬか。以上、質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、堤議員の御質問にお答えをします。1番目の質問が、ニーズや利用度の優先度合いの判断方法ということでございます。公共施設等総合管理計画につきましては、策定時におきまして把握可能な公共施設等の建設年度、利用状況あるいは修繕履歴などを整理いたしまして、課題を把握、分析するとともに、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を取りまとめたものでございます。その中で施設の現状と課題を整理しやすくするために、簡易的な評価の手法を取り入れておるところであります。まず1点目の御質問の利用度等の判断方法についてですけれども、簡易評価につきましては、5つの項目に分けて設けておるわけでございます。具体的には、交通便利性、立地安全性、バリアフリー設備、利用度、稼働率等々で客観的なデータと施設を管理する担当課の所見による評価を数値化したものとなっております。

2点目の施設全般の有効活用との質問であります。施設の利用が少ないなどの問題がある場合は、有効活用を図るための検討も必要と考えております。本町が保有する公共施設の町民1人当たりの床面積は、全国、県及び同規模の他団体との比較におきましても過剰な量を保有している状況にはございません。このため遊休施設と考えられるものが生じておらず、既存施設の状況を見ながら検討する必要があるのじゃないかと思っております。例えば洗切小学校の場合は、余剰教室につきましては、平成15年に放課後児童クラブとして転用をしましてまいりました。今年度さらにもう1教室の改修、整備を行ったところあります。この他の住民サービスに供する施設のほとんどは利用者及び各部屋の稼働率が高く、概ね有効活用がなされているものと思っております。今後、著しく稼働率が低い状態となった場合には、他の部屋の利用状況等を踏まえまして用途の変更を検討することも1つの選択肢として考慮すべきであると考えております。

3点目の更新検討、要早急対応の具体的手法の議論についてでございます。国は経済財政運営と改革の基本方針におきまして、施設を新しく造ることから賢く使うことへの転換を打ち出しております。この点を踏まえ、まずは施設をどの程度の期間利用していくのかを見据え、今ある施設を安易に更新するのではなく、長く使い続けるという視点が必要であると考えております。更新検討、要早急対応の分類につきましては、あくまで簡易評価を行った結果によるものでございますので、これらにつきましては、さらに詳細な施設の現状、利用の状況などを把握する必要があると考えております。その上で各施設の様々な状況を精査し、まずは既存施設を長く使う方法について庁内横断的な組織体制の中で検討をしましてまいります。一方で、施設の更新を検討する際には、総合管理計画の基本的な考え方としまして、単一機能での建替を基本とするのではなく、機能の集約化、複合化の可否について検討することにしておるところであります。他機能との集約化、複合化を行うことになれば住民サービスにも直結いたしますので、こうした検討の際には、施設の持つ特性、地域性などを踏まえ関係団体や住民の皆様との議論の場

を設ける必要があるものと考えております。

次に4点目の必要な予算確保の考え方でございます。公共施設の管理に当たりましては、長期的な視点をもって計画的に更新や維持補修などを行うことで、財政負担の軽減化、平準化を図ることが基本と考えております。施設の更新につきましては、多額の費用が生じる、そういうことから国の補助金、有利な起債、基金の活用についてさらに調査、研究していく必要があるのではないかと考えております。また、適切に維持管理を実施いたしまして、既存施設を長く使っていくという視点から施設の修繕等についても補助制度の有無などについて研究をしていく必要があると考えております。

次に5点目の老朽化対策を地元業者へ優先発注する考えでの御質問でございます。工事等発注に関しましては、関係法令や財務規則などに基きまして、適正な手続を実施してまいっております。指名競争入札における業者選定に当たりましては、一定の額未満の工事については、原則として町内業者を選定するように努めておるところであります。また、施設の修繕等につきましては、長与町小規模修繕契約希望者登録制度を活用いたしまして、小規模なものにつきましては可能な限り地元業者を優先し発注するなど、地元業者の受注拡大と地元経済の活性化を図ってまいりたいとこのように考えております。以上であります。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは項目順に再質問させていただきたいと思っております。この公共施設については、特に今回私は館について質問したいと思うんですけど、国の方で公共施設の総合管理計画を自治体の方に策定するよにということで、要請があったというふうに思いますが、このときに施設の集約化、統廃合を促進するような、そうした文言が見受けられます。施設を減らすということになりますと、当然、国の方そして町の方も財政負担、コストが削減されるわけでありまして、先程町長の答弁の中でもありましたとおり、やはり懸念されるのが住民と館の距離が離れてしまう。それが1番の論点じゃないか、懸念される点じゃないかと私は思っております。昔からこの長与町の中でそれぞれの地域の中に根差した施設、館ですけれども、住民の皆さんの文化教育活動の拠点ではないかというふうに思うんです。そういった点で稼働率という点だけでこういう施設が重要かどうか、そういう見方はされてないとは思いますが、そういう判定があまりにも重視されますと、長与町内の中でも特に人口の一定割合が少ないような地域にそのし寄せが来て、その施設の存続が危ぶまれるんじゃないかと、やはりここが住民としても心配される場所ではないかというふうに思いますが、この点についてどういうふうな考えをお持ちなのかどうか。この点端々にお伺いしたいというふうに思っています。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

公共施設の老朽化対策ということで、現在本町が保有している施設の保有量というのは、県ですとか県内の市町、また類似の規模の団体と比較して1人当たりの延べ床面積が低いというような状況になっております。公共施設をライフサイクルコストも踏まえたところで、安全に長く利用をしていくという観点がまずは必要かと考えております。先程申したようにその1人当たりの施設の保有量が過大ではないということと、利用の状況もかなり良いようで、遊休施設と言われるような施設も無いということから、まずは今ある施設を有効活用するという方向で考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

長与町の場合はコンパクトな町で、施設の保有量も比較的そんな多くないということでも有効に活用されているというのが大方の長与町の現状だというふうな認識というふうな理解をいたしました。ちょっと1つの館を例に質問をさせていただきたいんですが、1点だけ上長与地区にあります上長与公民館の役割っていいですか、役割重要度、この点について所管されております教育委員会の方で、この上長与公民館の重要度、役割についてはどのような見解をお持ちなのか。端的にこの点だけお伺いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

上長与地区公民館と申しますと、やはりどうしても上長与地区コミュニティの拠点となるべき施設ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

おっしゃるとおりコミュニティの拠点という施設なんですが、重要度と言いますか、そういう点ではいかがなのか、役割、地域で果たしてる役割、もう少し掘り下げて御説明いただけないでしょうか。

○議長（内村博法議員）

帯田教育次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

申し訳ございません。もう少し詳しく御説明しなくちゃいけなかったんでしょうけども。やはり上長与地区には現在公民館だけしかございませんし、各集いにしても今の上長与公民館が中心となって地域の協働関係もそちらの方で培っていかなくちゃいけないような施設というふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。そしたら企画の方にちょっとお伺いしたいんですが、この総合管理計画の中で要早急対応と分類されたものですね。この要早急対応というものが何かについて見ますと、利用者視点と管理者視点、双方から評価が低く用途廃止も選択肢に含まれつつ、早急に何らかの対応を検討することが求められる施設とあるわけなんですけど、この要早急対応とされた施設はどういったものがあるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この要早急対応のまずはその判断基準と言いますか、判断の方法なんですけども、施設自体の老朽度、管理という視点とあと利用という視点、この2つの視点からいずれの評価も低いものとして評価をしているというところなんです。ここの分類の中では先程御指摘がありましたとおり、早急に何らかの対応を検討することが求められる施設ということで、ここには2つの施設が評価されまして、1つは上長与公民館、それからもう1つが上長与体育館ですね、この2つの施設が該当しております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ですよね。だからそこが私もちょっと引っ掛かるところで、上長与体育館については利用度が高くて今後改修してやっていこうというのが書かれてるんですが、上長与公民館は先程担当課としては、非常に地域のコミュニティの核として非常に重要だという答弁があつてるのに、企画の方ではさっき言ったように利用者視点と管理者視点、双方から評価が低いっていうふうな部分に含まれてるという点で、町としての一貫性っていうかな、ちょっと相矛盾するような状況があつてるので、ちょっとここが私は計画を見たときにどうなのかなと思ったんですが、この辺りをどう見たらいいものなのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この簡易評価の手法を取り入れましてのが、施設それぞれたくさんございまして、その問題と思われる箇所、課題を見やすくするために、こういった評価をして4つの評価結果ということでお示しをしているものです。これについては、あくまでといいますか、簡易的な評価ということでその策定の当初に持っていた情報から整理をしてこういった評価をしたものでございまして、ここにあるからといって必ずしも廃止だったりとか、そういう議論になるものではございません。確かに利用の状況が若干低いというのであ

れば稼働率を上げる必要もございますし、まずはそういった手法をとるということが1つと、老朽化が見られるのであれば必要な改修を行いながら使い続けていくという方向も考えられるところでございます。この計画を策定した後に今年度でございますけれども、各施設の劣化状況調査ということで、専門家の目線から物理的にその施設の状況がどうなのかと、長く使えるのかどうか、そういった調査もしていただいております。また一方ではこの総合計画を立てた時のデータの最新情報と言いますか、利用状況の推移ですとか、そういったものも調査をしております、今後はこういった両面からさらに詳細に今後どうしていくのかという検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。今の御答弁ですと直ちに廃合する、もうやめてしまうとか、廃止するというような考えは持ってないということで理解をいたしました。上長与地区っていうのは、私が住んでるニュータウンもですが、平木場地区、本川内地区、三根地区の住民の方々が主に利用されてるということで、上長与公民館まつりが毎年実施されておまして、参加して状況を見ますと非常に活発な文化活動がなされて、建物自体は非常に老朽化して古いんですけども、この役割というのは非常に大事なというふうに思っておりますので、一部の稼働率が低いことをもってこの施設はもうどうなんだというような議論は少し乱暴だというふうに思いますので、十分住民にとっての位置づけというものを今後も考えていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、今度は別の視点になるんですけども、総務文教常任委員会で予算決算の審査をする中で町営駐車場が若干話題になりまして、確か答弁の中でこの町営、嬉里駐車場に当たるんですが、この部分について検討の対象になっているという話があったんですね。それで黒字経営といいますか、一定赤字を出している状況でもない中で、この駐車場の検討をするということを、どういう方向で検討をしようとしているのか、もう少し検討の方向性なりをお示しをいただければというふうに思います。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

当時のやりとりの詳細について私はちょっと承知をしておりますが、聞くところによると老人福祉センター、それとその地下駐車場、非常に老朽化してるという前提の下でのやりとりであったようでございます。課長から先程言及がありました劣化状況調査ですね。これは専門家による建物だけじゃなくて、機械設備を含めての劣化状況を調査したんですが、思いの外おっしゃる地下駐車場、私どもが考えてるほど老朽化してなかったような状況でございます。ですので、今後はそういった客観的なデータを基にちゃんとした議論をしていくと、多分その議論がいいかげんだったというつもりは毛頭ござ

いませんけれども、やはりそこは客観的データが揃わない中でのやりとりであったのかもしれないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういうことだと、またこの点は今後、予算審査の中で議論ができるのでまた詳しく質疑をしていきたいというふうに思います。それから必要な予算確保の考え方についての部分でお伺いをしたいと思います。今、町の方で考えているのがこの老朽化施設を事後保全型でやる場合と予防保全型でやる場合との長期的な金額を試算をして、どちらが有利かというようなことを試算がなされております。概略を言いますと、事後保全型でやった場合には40年間の更新費用を単年度で計算すると年間11億7,000万が必要になります。一方、予防保全型でやっていった場合に同じ40年で単年度を試算すると年額が9億8,000万円。ということは差し引き年間約2億円弱の経費の節減ができるということになっております。ただし、これは説明の中にもありましたけれども、あくまでもおしなべての計算であって、年度によってはぐっと伸びたり減ったりというのが出ますよということと、そして民生費の増大というものも見込まれるのでこれで楽観できる状況というわけではありませんよってということが書いてありましたけれども、まずこの点、そういう解釈で、私の今の説明でほぼそういうことなのか、ちょっと確認をさせていただきたい。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

総合管理計画の策定時においては、そういった視点で掲載をしてるところでございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ちなみに企業会計と言いますか、水道の方はまた別でということでもあります。一般会計の分を今の金額でやっていく。分かりました。そして、先程の説明の中で公共施設が相対的に見ても長与町は少ないということでもありますけれども、何と言いますか、長与町がそういう状況であるということは、全国的に見れば長与町よりも財政規模が脆弱で、しかも公共施設をもっとたくさん保有しているというのが、たくさん全国にはあるというふうに考えますので、これは長与町内だけでなく全国的に見たら自前で予算措置ができない自治体というのは、相当数出てくるんじゃないかというふうに考えたときにですね。そうなりますと当然国において財政支援が起こるだろうというふうに私は思っているんですよ。そういった点で今後の国の財政支援の動向とか、そういう情報というのが

一定流れてきているのかどうか、この辺り分かる範囲でお示しいただければと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のとおり国の方もそうした経費が全国的に必要となるだろうということで、一定の財政支援ということも検討をされてるようでございます。1つは起債ですね、公共施設等適正管理推進事業債というものがございまして、これにつきましては例えば施設の集約化、複合化を図る場合に起債の充当率は90%、そのうち50%が交付税の措置が受けられるとかなり有利なものとなっております。その他長寿命化ですとか、施設の転用、こうしたものについてもこの事業債が活用できるということになっております。以上です。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

この公共施設等の適正管理推進事業費、この分で交付税措置率が当初は30%ぐらいだった。これが引き上げられたということですが、確か各自治体の財政力指数に応じてこの交付税の措置率の加減が確か変わるんじゃないかと思うんですね。財政力が高い所、低い所で国の方の措置率が変わるということです。本町がこれを活用する場合のどのくらいの措置率になるというのはもう分かるものですかね。まだ、分からないですかね。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この交付税政措置率ですけども、30%から50%の間で財政力指数に応じて措置がされるということで、本町にちょっと当てはめての試算をしておりますので、ちょっとこの場で具体的に何%かというのは申し上げることができません。申し訳ございません。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。そして、この制度自体がいわゆるユニバーサルデザインとか、バリアフリーとかトイレの改修に活用できるということですが、今後、町としてこれを活用していく考えが、もう次年度あるのかどうか。こういったものが活用できるのか、できないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

本町が保有する公共施設を今後どうしていくかという場合の本町の基本的な認識といますか、前提条件をちょっとまず申し上げたいと思います。先程から出ておりますが、本町はコンパクトな地域特性、それと合併をしていないことで過大な施設を有していないというのが1つです。ただ、過去の爆発的な人口増加による一斉に施設整備を行ったことで、それが一斉に老朽化しているという状況がございます。人口で言いますと、将来的にも一定の人口を維持すると言えども少子高齢化は進展するだろうと。これらから導き出せるものが、一斉に更新時期を迎える箱物施設をどうしていくかということなんです。これを一律に更新していくという事は非現実的であるということです。ですので何らかの複合化が避けて通れないのではないかとということです。ただそういう検討する場合において、喫緊の課題となっているのが老朽化が1番進んでる図書館、ふれあいセンターということになっていくと思います。こういった前提条件を基に詳細は今後の個別施設計画に委ねられるわけなんです。やはり有利なそういった起債が準備されてると、それをできるだけ活用していくという中においては、一定の複合化が避けられないのではないかとということです。ただ、冒頭議員が御指摘されたように、それぞれの地域にそれぞれの拠点としてのこれまでの存在としてあるわけです。やはりそういったものには十分留意をしながら、それと住民の皆さんと十分に協議を重ねながら、検討していくということになります。バリアフリー、ユニバーサルデザインもそうですけれども、そういった国の有利な起債、適正化推進事業債、活用するためには将来的にコストの縮減に繋がっていく。具体的に申し上げれば複合化によって延べ床面積が減る。ダウンサイジングするということが前提になってくるということが1つの条件となっておりますので、ですから一律に更新は不可能である。ただし、機能をできるだけ残していきたいという中で、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。要するに複合化等々になってきますと、さっき私が冒頭言ったような懸念もありますから早急に建替、建替というふうにはなかなかならないということで、また今後いろいろ検討がなされていくものだというふうには理解をいたします。そして、経済活性化に繋がられないかという点では、残念ながら答弁の中では、これまでの従来のやり方をそのまま踏襲すると、小規模の分は地元が発注できるけれども、例えば、町内のある館をやる。大規模改修か建替か分かりませんが、そのときに町内の事業者もしくは県南いわゆる圏域のそういう事業者、私が言いたいのは大手がそれを取ってしまいますと、2次3次下請けでしか地元は入れませんよね。それよりもこれだけ町も負担をして今後工事をやっていくんだとしたら、もうせつかくなればやっぱり地元にお金を落として地元で経済を循環させていく。必要じゃないかと思うんですが、何かまず、今後まだ期間はありますので、もう少し有利な方法を、例えば長与町、時津、長崎市等

でも検討の課題に挙げられないものかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

井川契約管財課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

今、既に一定程度の金額未満のものにつきましては、ランクに関わらず町内業者を優先するというので発注をしているところでございます。その金額以上のものにつきましては、長崎振興局管内に本店、支店がある業者を選定するという形をとっておりまして、ほとんどが長崎県内地元業者に今現在は発注ができているものと考えております。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

了解いたしました。私は有効活用の部分を後回しにさせていただいたんですが、この有効活用でいろいろこの公共施設のあり方を調べていく中でちょっとお伺いしたいなと思ったのが、高田地区にありますふれあいセンターのことなんですが、ふれあいセンターが元々県の施設で、職業訓練校の跡地を町がもう随分前買い取りまして、私もそのときの条例化で非常に議会の中で議論したのを覚えてるんですけども、町民のコミュニティとか交流拠点として整備されるというものでありました。最近聞いた話なんですけれども、これまで町民が広く利用していたこの施設なんですけど、1つの部屋を高田コミュニティがもう専用で利用する形になっているという状況であり、ちょっと私も先日見に行きましたが、確かに部屋の所にはもう高田コミュニティの部屋というふうに打ってありまして。私はこの高田地区にある建物だし、高田の方々がそういった利便性が確保されたということは非常に好ましいことだっていうふうには思っております。ただし、私も条例を作るときに議会の中で議論した中で、この条例に定められた、どの条例の内容に即してこれが利用されてるのかなど。ちょっと条例も見ましたし規則も見ましたけれども、そういった使われ方が許されている施設じゃないというふうに思うんです。そうであればきちっと議会の中に説明があってしかるべきじゃなかったのかなというふうに思います。また、そういった点では公共施設の有料化の議論があったときには、利用する人と利用しない人の不公平さの問題があるんだということも1つの理由だったと思えますけれども、まず、何て言うんですかね、このふれあいセンターは、この高田コミュニティが占有されてるというのを条例上大丈夫なのかなど。ちょっと条例上見てもこれでOKだというのが見当たらなかったんですがいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

ふれあいセンターの方は地域安全課の方で所管をしておりますので、まず高田コミュニティの方から。実は各町内には5地区のコミュニティがございますけども、高田コミ

コミュニティにおきましては、以前から高田コミュニティとして長く活動してこられましたけど、主たる活動の場としての館と言いますか、施設と言いますか、部屋は存在をしておりませんでした。今回やはりこれを契機にそういう活動の拠点ということでの要望がございましたので、一応今回そういうふうな内部でも協議をしました。条例化ということでございますけども、条文でございますけど、コミュニティの推進を図るということで私たちは理解をしております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そうですね、確かにこの施設の利用目的が町民のコミュニティ活動を推進するというふうになってるんですけども、これはこの施設に限らず、どこの施設もコミュニティ活動の推進となっておりますし、高田地区に限ったことでなくて、私は高田に貸すなどということじゃなくて、全くそういう意図で言ってるんじゃないで、例えば多目的研修集会施設が北のコミュニティが活用するときは、議会の中でその部屋の改修工事を予算化するときに議会に説明があったんですよ。北コミュニティは、そういう形で利用するんだということを住民の代表である議会もそれを理解した上でなったわけなんですけれども。私が心配するのが今、高田コミュニティが利用してるのは会議室Aなんですけれども、これは条例上1時間当たり幾らとなっているんですよ。占有するという場合にこの金額がその条例上当てはめられているのか、もしくは規則の方で減免が可能な団体もありますけど、それにも見当たらないんで、話し合っ、もうそうなったんですよって言うだけで、やっぱり法治国家、法に基づいて、条例に基づいて運営される国家であり自治体ですので、ちょっとここはあまりにもあやふやかなど。この辺りはいかがか、大丈夫なんじゃないかな。

○議長（内村博法議員）

山口地域安定課長。

○地域安全課長（山口功君）

まず使用料の減免ということでございますけども、それにつきましては、一応コミュニティの活動団体ということで対応をさせていただいているということでございます。それから先程から出てますようにあくまでも会議室Aということで、一応登録をさせていただいてる状態でございます、それは高田地区コミュニティの推進を図るために、便宜上その部屋を占有させていただくという形で考えております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。各地域にコミュニティが活動していますし、コミュニティは私も核となるそういう施設っていうのは、各コミュニティがあった方が良く思うんですよ。

ですから、私が言いたいのは、このコミュニティはそういう専用の部屋を持つてる。でもこのコミュニティは無いよと言うんじゃないで、町としてやはり公平公正という点では、やはりどのコミュニティも平等に考えていく必要がある。その点はいかがでしょうか。と言いますのも、この件はある住民の方から特別扱いされてるんじゃないっていうような話もありましたもんで、そういう質問をさせていただきました。いかがでしょうか、今後の考え方ですね。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

その点につきましては先程から申してますように、高田地区コミュニティには、そういう中心となる核の施設、部屋といいますのがそういうのがちょっとありませんで、もう少し詳しく説明しますと、事務所と言いますか、そののところに机を一角置いてたというのが現状でございます。こういうことではなかなかコミュニティ活動の推進には大変であるということで、そういうのも考慮しながら今回の対応ということでさせていただきます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。ということは、他のコミュニティはもう既に全てそういった専用の事務ができるような環境は整っているのかどうか、この辺りはいかがですか。

○議長（内村博法議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口功君）

各コミュニティにおきましては、他4地区につきましては、それなりという表現はちょっと適切かどうか分かりませんが、占有の部屋を所有してるということでございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ちょっと今の部分は、若干有効活用からずれていっている部分もありますので、あまりもうこれ以上は入り込まないようにしたいと思いますけれども、やはり有効活用という点ではそのコミュニティとそれ以外の団体、またあるいはコミュニティ同士の相互の対等平等なコミュニティであるべきという点からも1つの課題じゃないかと思っておりますので、是非今後もその辺りにも十分留意をして対応を行っていくべきだということを申し上げたいのと、やはり公共施設もそういった特に高齢化が進んでいる所ほどやはり拠点の重要度っていうのは増してくると思っておりますので、そういった所がますます不利という

形にならないような検討が今後求められるということを申し上げまして、若干時間余りましたけれども、私の質問を終わります。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で14時まで休憩いたします。なお、報道機関より撮影の許可の申し出が来ておりますので、許可しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

（休憩 13時45分～14時00分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順9、安部都議員の①教育行政について。②子ども医療行政についての質問を同時に許します。

3番、安部都議員。

○3番（安部都議員）

皆様こんにちは。昨日、同僚議員がおっしゃいましたが、3月8日、今日は国際女性デーです。女性の参政権を獲得した日でもあります。こういった制度が確立して、女性議員がたくさん増えることを願っております。

それでは質問をいたします。①教育行政について質問をいたします。子ども達の教育環境も大幅に転換の時期を迎えつつある中、今年4月より外国語活動の授業時間が段階的に増え2年後の2020年には教科となります。また、道徳の授業も今年4月より教科に追加されます。英語でコミュニケーションを取れることは、これからの次世代を担う子ども達にとって世界的活躍するための必須条件であり、長与のグローバルな子どもの成長が期待される場所でもあります。本町では、昨年より英語の新規事業の取組も開始されました。そこで、事業の取組状況や今後の英語や道徳授業の計画についてお伺いいたします。また、子ども達の就学援助制度の充実についての質問も合わせてお聞きいたします。（1）今後の英語の授業のカリキュラムと取組状況はどうなるのでしょうか。（2）外国語活動から英語授業導入についての今後の課題は何かあるのでしょうか。（3）先生方の英語の授業研修の取組と今後の対応についてはどうでしょうか。（4）長与町国際コミュニケーション活動の取組と成果はどうでしょうか。（5）道徳の授業のカリキュラムと今後の課題についてはどうでしょうか。（6）就学援助制度の現状はどうなっているのかお伺いいたします。大きな②、子ども医療行政についてお伺いいたします。働いている親御さん達のために病気に罹患した子ども達を預かる病児保育事業さくらっこルームが開設され、これまでかなりの利用がされてきました。しかし、やむなく昨年4月より病院の諸事情により閉鎖されたため、子どもと親御さんの行き場が無くなっている状態です。病児保育事業のその後の経過と状況についてお伺いいたします。（1）閉鎖され約1年経過いたしますが、その間の対応はどうしているのでしょうか。（2）親御さん達からの開設の問合せは続いているのでしょうか。（3）開設できるまでの新たな代替案があるのでしょうか。（4）施設の開設時期はどうなっているのか、今後の対応策と問題点は何なのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、安部議員の御質問にお答えをいたします。

1番目の質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。

私の方からは2番目の御質問につき、お答えをいたします。2番目1点目の病児保育閉鎖後の対応との質問でございますけれども、昨年4月に医師の体調不良により病児保育室を一時閉鎖すること、また、代替医師が決まり次第、再開しますとの御連絡を受け、病気の回復と再開のお知らせを心待ちにしておりました。しかしながら、どちらも叶わなかったことは御案内のとおりであります。4月の時点で、西彼杵医師会へ状況報告並びに後方支援がお願いできないか、そういった申し入れを行いました。その後も継続して医師会との協議を行ってまいったところでありまして、閉鎖が確定した後は、新たな病児保育事業の開設、または広域利用について協議検討を重ね、改めて病児保育の新設について医師会へお願いをし、町内全ての小児科へ病児保育事業の制度の内容などにつきまして、個々に説明に出向いてまいりました。各医師の状況に合わせた御提案も行ってまいりました。また、並行して長崎市に対しましても1市2町で病児保育事業の協定を締結することができないものかどうか、そういった申し入れを行ってまいりました。しかしながら結果としましては、医療機関からも長崎市からも良い返事をいただけない状況でございます。

次に2点目の保護者からの問合わせ状況の質問でございます。インフルエンザが流行期に入ったということから、病児保育の開設に向けた進捗状況についてのお尋ねが数件、実は有りました。お問合せの中には、長期に休むことが難しいので何とか早く開設して欲しいという御意見もいただいているところであります。

3点目の開設までの代替案との御質問でございますけれども、基本的に病児保育は医療機関で、また、病気の回復期に当たる病後児保育につきましては保育園で実施をされております。病児保育の無い市町は病後児保育を実施している状況でございます。これまで長期に休むことが難しいとの御意見もありましたことから、病児保育が開設できるまでの措置として、現在、この病後児保育の開設ができないか関係機関と協議をしている最中でございます。

4点目の今後の対応策と問題点は何かという質問でございますけれども、病児保育の実施に向けた最大の課題は引き受け手がないということでございます。病児保育の必要性や事業の概要、補助金などにつきまして、1件1件御提案をさせていただいておりますけれども、なかなか協議が整わず、噛み合わず、本当に難しいなということを感じております。現在は小児科以外の医療機関で受け手がないか協議をさせていただいております。1か所だけ数年後の病児保育開設に向けて検討して下さっております医療機関がございましたので、開設できるまでの間の対応策といたしましても、病後児保育

が実施できないか関係機関と協議をしているところでございます。以上であります。

○議長（内村博法議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、私の方から1番目1点目の今後の英語のカリキュラムの取組状況についての質問にお答えいたします。小中学校の新しい学習指導要領は平成30年度より移行措置が開始され、小学校は2年後の平成32年度、中学校は3年後の平成33年度から完全実施となります。この学習指導要領では小学校3、4年生で外国語活動を、5、6年生で外国語科英語を導入することとなります。本町では平成31年度の移行措置期間においては、3、4年生はそれぞれ年間15時間、5、6年生はそれぞれ年間50時間の外国語活動を実施することといたしております。お尋ねがありました外国語活動の年間計画及び各時間の授業プランにつきましては、各学校とも現在作成を進めており、3月中には作成を完了する予定であります。町教育委員会においても円滑効果的な導入ができるよう、学校を支援していきたいと思っております。

2点目の今後の課題についてお答えいたします。平成32年度から小学校5、6年において外国語英語を実施することになりますが、これまで学習してきた外国語活動との相違点は次のとおりです。1点目、英語で各活動が新たに加わるなど学習内容が広がることです。2つ目です。教科になることから学習内容の確実な定着が求められることです。3つ目が授業の時数が増えることです。これらのことから、教職員の指導力、英語力の向上、授業時間の確保、教材教具の整備、ALT英語指導助手の配置と運用等が今後の課題であると考えております。

3点目の英語の授業研修についてお答えいたします。本町では他町に先駆けて小学校1年生から6年生において外国語活動を実施してきました。その間、教職員の外国語活動に係る指導力を高めるため、次の研修を進めてきました。1つ目です。県や他市町で開催される外国語教育の研修会へ教職員を派遣してきました。2つ目です。年間を通じて町独自の研修を実施していることです。3つ目です。中学校の英語教師が小学校で授業を行うなど小中学校間の連携を強化したことであります。4点目です。町独自の教師用指導書を作成し、修正しながら授業の充実に努めてきたことであります。5点目です。町教委に英語担当指導主事を配置し、各学校における外国語活動の日々の授業の指導を行い、改善に努めてきたことであります。こうしたことにより県教委が毎年、中学校3年生を対象として実施している県学力調査、英語で、ここ5年常にトップクラスの成績を上げております。外国語活動を効果的に進めていくには、児童生徒と直接関わる教職員、ALTなどの指導力を向上していくことが必要です。今後とも、先に述べた研修などの充実に努めるとともに、ICT機器新教材の効果的な活用などにも力を注いでいきたいと思っております。

4点目の町国際コミュニケーション活動についての御質問にお答えいたします。お尋

ねの活動は、長与町内の3中学校に在籍する全ての1年生を対象として、夏季休業中の8月に5日間、長崎県立大学シーボルト校において行いました。その目的は英語に慣れ親しむこと、異文化との交流を図ること、英語への関心を高めることなどにありました。生徒318名、ALT24名、そして各学校の英語教師の参加を得、ALTを中心に班を作り、ゲーム、会話、キャンパス巡り、食事などの体験活動を行いました。私も何度か参加しましたが、初め戸惑っていた生徒達も少しずつALTの皆さんと関わるようになり、英語での体験活動を楽しんでおりました。また、実施後の生徒アンケートからは「失敗を恐れず英語を話すことができた。」「ALTと話せて楽しかった。」「もっと英語を勉強したい。」といった声が聞かれました。ALTからも「自分達と話すために子ども達が一生懸命になっていた。」「子ども達は楽しみながら新しい言葉を身に付けていた。」という感想が寄せられていました。本年度初めて実施した活動でしたが、当初の目標を達成し、多くの成果を上げたものと考えております。次年度もさらに活動を工夫し実施していきたいと思っております。

5点目の道徳の授業カリキュラムの今後の課題についての御質問にお答えいたします。道徳の授業は小学校では平成30年4月から、中学校では平成31年4月から特別な教科道徳、いわゆる道徳科として新しく実施されます。そのため、お尋ねの道徳科のカリキュラムについては、新しい教科書が採択された昨年夏から、各校とも作成を始め、現在小学校5校とも策定を終え、4月からの実施に備えているところでございます。今後の課題としましては、道徳科の新しい狙いや変更された事項等に沿って、毎時間の授業の進め方を工夫していくことが上げられております。変更された主な事項につきましては、まず1つ目です。いじめ防止等に関する内容が加わったことです。2つ目は教師の教え込みではなく、考え議論する授業にすること。3つ目です。学習状況等を評価することなどがあります。これらのことを踏まえて、道徳科の目標である道徳性を1人1人の子ども達に育んでいくこととなりますが、それを指導する教職員の指導力を高めることも重要な課題であると考えております。

6点目の就学援助の現状はどうなっているかについてお答えいたします。就学援助とは小中学校に在籍する児童生徒の学用品費、給食費等の一部を援助し、保護者の経済的負担を軽減する制度のことです。就学援助費の対象者は生活保護を受給する要保護者と要保護者に準ずると認められる準要保護者となっています。長与町における平成29年度の受給者についてですが、要保護者で対象となる児童生徒は35名。その内訳は小学校が20名、中学校が15名となっております。これは全児童生徒数3,608名のうち0.97%となっております。支給額の総額でございますが31万5,400円となっております。準要保護者で対象となる児童生徒数は400名。その内訳は小学校が236名、中学校が164名となっております。それは、全児童生徒数3,608名のうち11.09%を占めております。支給額の総額でございますが、2,707万3,865円となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。英語の授業のカリキュラムは先程言われたとおりだと思います。32年度からの3、4年生、5、6年生の時間数は、先程言われなかったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

完全実施をされます平成32年度からですが、3、4年生は年間35時間。5、6年生が年間70時間というふうになっております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

それでは3、4年生が週としたら隔週に。そして5、6年生が週1回か2回ぐらい入るといふところですね。これまでの日本の英語教育というのは、受験勉強の対策のためだったり、文法、筆記を重点的にやってきたといふところで、これからは低年齢から生きた英語、英会話の重要性に光を当てていくものだといふふうに思っています。今後の英語教育の方向性、展望といひますか、本町の教育委員会の見解をお聞かせ下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今回の学習指導要領に沿った、その目的に沿った英語教育にしていきたいといふふうに考えております。まず、国際的な人材を育成するといふのが今回学習指導要領の根幹でございますので、そういった観点から小学校では3、4年生で聞くこと、話すこと、いわゆる会話を主体としたこと。そして、5、6年生では読むこと、書くこと。これを中学校の段階では自らの考えが述べられるといふふうなことで進めていきたいと思っております。なお学習指導要領にも書かれておりますが、中学校から基本的に授業は英語で行うことといふふうなことになっておりますので、そういったことも推進をしていきたいといふふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今後の英語教育に対する見解をお聞かせ願いましたが、そうですね、やはり早期教育といふのは重要だと思います。やはり日本語回路、英語回路といふのは、やっぱり幼い時からしっかりと別々に回路動いてますので、その辺り幼い時からボディランゲージを

して、そして単語のフレーズでネイティブスピーカーとカンバセーションしながらですね、しっかりと英語のシャワーを浴びて、英語の単語、回路を作っていく。これは本当に重要だというふうに思っております。それから、教材についてですけれども、30年度からの2年間の教材というのはどうなってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず3、4年生でございますが、文部科学省の方からテキストが配付をされます。そのテキストの名前がレッツトライというテキストが配付をされまして、そして、今度は5、6年生になりますけれども、今現在、ハイフレンズというテキストを使っておりますが、それに加えて、ウィキャンというテキストが配布されますので、それを使っていく予定にしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。英語教育が教科となることによって、授業の増加、増えるわけですね。授業数の増加。そしてまた、教科になることで、子ども達、保護者、それぞれの意見があると思っておりますが、不安の声とか反応とか何かありましたら教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

不安の声というのは、まだこちらの方には聞こえておりません。また、反応等につきましても、この授業があるということがもう発表されておりますので、特段の反応は聞いておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

英語の教科が増えることによって、お母さん達もやはり教科となったら、英語や英会話の塾に通わせる方達も増えるんじゃないかなというふうに思っております。そして、32年度からの教科書や指導書については教科書選定委員会が選択されると思っておりますが、これについてはどうなってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、議員御指摘のとおり、教科書の採択につきましては、その公平性を期すために教科書採択のための委員会を作ります。それは全ての教科で行っておりますが、今までと

同様、委員会を作って、それを選定をしていくというふうなことであります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

委員会ですけれども、構成員が町長、教育長。その他の構成員というのはどうなっておりますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

英語だけについてこれからのことを、まだ決まってもいないことを申し上げることはできませんが、これまでの経緯を申し上げますと、選定には各町の教育長並びに教育委員会、そしてPTAの方々の御意見もいただくというふうなことにしておりますので、保護者、地域、そして教育委員会というふうな意見が集約されるかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。受け入れ体制についてお聞きしたいんですが、ALTと担任というところで2人体制になろうかというふうに思いますが、これまで同様、中学校からのALTが来られて、小学校に出向して来られるというところでよろしいですか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘のとおりですが、本年度ももう既に小学校の方にはALTを配置をしております、3校の中学校に1名ずつ配置をしているALTが、小学校に行って授業のサポートをするというふうなことを行っております。それを次年度からも同じように行います。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

時間数が増えることでALTの人数が足りなくなるとか、例えば勤務時間体制が増えるとか、そういったところはどのようなふうになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これにつきましては、ALTの数は増やしません。3名の体制でいきます。ALTの勤務の対応も増やすこともございませんで、今の体制でいく予定でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

子ども達の外国語の活動が教科となっていくというところでありますけれども、その外国語活動の評価、教科になることは評価しなければいけません。外国語活動の評価については、どの時期からどのように行っているのか教えて下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、小学校の5、6年生で既に外国語活動を行っておりますが、これについても評価をしております。同様の評価を平成30年度、31年度は行います。さらに平成32年度からは外国語という教科になります。いわゆる英語です。この教科の評価につきましても、学習指導要領に照らし合わせた評価をするというふうなことで行っていく予定でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

先生方の評価というところで、やはり担任の先生も英語が苦手な先生達もいらっしゃるというふうに思いますが、そこのところ、先生達のどういうふうに評価していったらいいのかというような不安の声とかは、聞かれたりはしませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今御指摘のとおり、英語の授業を不安に考えている教員も中にはいるというふうに認識をしております。ただし、そこのところをカバーしていくために、先程教育長の答弁にもございましたが、小学校の先生対象の英語の研修を数多く行っていこうというふうにしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

これまでも県や各市町の研修会に参加したり、年間独自の研修を行ったりというところで、小学校の授業の充実化、そして英語担当の指導をしていっているというところでもありますのでさらなる充実、先生方に対する研修の充実というのを望むところではありますが、これから、その時間数も増えていくというところで、やはり担任の先生達の負担も増えるというふうに思っております。そこで教材研究や、やはり準備のための事務処理というところも増すと思いますが、時間的にも先生方の時間が増すことで、どの

ようにお考えになってますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

御指摘のとおり教科が1つ増えますので、その分の評価の時間あるいは教材研究と言われる授業準備の時間というのが増えてくるのは当然だというふうに思います。その分、今まである業務の一部を縮減していくというふうなことが必要かというふうに思いますので、そのことにつきましては町を上げてもございますが、全県的にも今取り組んでいるところでございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

授業数も増えるので子どもの時間も伸びるところで、先生方の勤務も午後4時45分までだというふうにお聞きしておりますけれども、昼休みにその分が乗っかかったり、やっぱり子どもと接する時間も足りなくなったり、または放課後の残業になるとか、そういったところなんかもあると窺えるわけですね。どうでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず基本的なお話をさせていただきますと、勤務時間、先程議員が言われました小学校4時45分で終了ですが、その時間で、まずは仕事が終えるような体制を整えていくというのが教育委員会の仕事かというふうに考えております。おっしゃられました、いわゆる休憩時間に当たる時間にも、業務がそこに入らないような努力をさせるということが必要なというふうに思っております。それが基本的なベースでございますが、ただ先生方はそれに加えて、良い授業をしようということで多少そこに食い込んでくることもあるかというふうに思っています。その分を他の業務、今まであった業務を縮減すること、例えば先程ありましたICTの活用によって、今まで人の手でやってた業務をコンピューターにさせると、そういったことによって縮減をするということで、圧迫をしないように、あるいは超えないようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

ICTの活用によって、これまであった分ICTによって縮減をするというところがありますね。まず長時間勤務になる懸念があるので、今後も先生方の配慮、健康管理には十分に注意していただきたいというふうに思っております。長与町国際コミュニケーション活動ですけれども、これも非常に良い結果を上げているというところですが、こ

のNICEであります。来年度は春休み、冬休みが、小学校は英会話教室というのが入ると思いますけれども、それでは今度、夏休みにはこれもNICEを継続していくというところよろしいですか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会。

○教育委員会理事（金崎良一君）

おっしゃるとおりでございます。春休みは既に計画をしております。冬休みは行いました。そして、昨年行いました、このNICEの事業につきましても、来年度行うというふうなことで計画をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

これも夏休み、冬休み、春休み、何年生が対象となりますでしょう。これまでと同じような形になるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

そのとおりでございます。夏休みのNICEの事業は中学校1年生、そして冬休み、春休みにつきましては小学生対象というふうにしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

県立大学、今年もシーボルト校との連携によって、ネイティブスピーカーの先生達の生の声を聞いて、そしてまた、子ども達も楽しく過ごしたということで、これは非常に良い取組だなというふうに思っています。継続をされることを願っています。そしてまた、本町はウェザースフィールド町との姉妹都市でありますので、子ども達、町民の皆様方ともに交換留学や視察を行うため必要じゃないかなと思いますが、これについての町の公費助成の今後の取組をするお気持ちは、町長、ございませんでしょうか。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今度はウェザースフィールド町も町長が替わりましたということでございます。当然やっぱり今回も小学校の間で交換というふうになっております。したがって、長与町としても相手の、アメリカのウェザースフィールドの方のハイスクールがどのような方になるか分かりませんが、もしそういう機会があれば、上手くそれに乗っかってやってくれば良いかなというふうに思っておりますけれども、今のところ具体的に

はまだ決まっているような状況ではありません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

前向きにやはり両町との友好を図るという意味でも、生きた英語を学ぶという意味でも、今後、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

次に道德の授業に移ります。このカリキュラムについては週に1回、年間35時間の教科として入るところでありますけれども、道德も特別の教科化をされるというところですが、やはりこの課題を解決するための町としての対策というのは、今後どのようにお考えでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

新しい教科でございますので、これにつきましても研修を重ねていくということが必要かと思えます。さらには、その研修もお互いに授業を開き合ったり、あるいは実践を開き合うというふうなことの研修をすることによって、この教科がさらに進化していくというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

文科省が道德教育実施調査を行っており、そこにも、やはり課題として、指導の効果を把握することは困難だとか、効果的な指導方法が分からない、適切な教材の入手が難しいなどということが出ておりますけれども、やはりこの文科省が考える、考え議論する道德の授業というところは、やはりいろんな形でやっていかないといけないし、教科の研修もしていかなければいけないというふうに思いますが、この道德教育アーカイブというのが出ておりますけれども、これは本町の教員の皆さんはもう既に御覧になったのか、それともこれから活用されるものなのか。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

文部科学省から提示をされたり、あるいは県の教育委員会から紹介をされている、そういった資料集等につきましては、学校の方にお知らせをその都度行っております。資料を全員が見ているかどうかということについては把握しておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

良い方向で全員が共有できたら良いなというふうに思っておりますので。それから道徳の教科書については、これまで同様に継続して使われるというところでよろしいでしょうか。副読本か何かを。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

小学校につきましては道徳の教科書を選定いたしました。教科書というのは主たる教材でございますので、これを主たる教材として利用していくということにします。なお、それを補完するような教材は各学校で決めるようなことになるかと思いますが、おおよそ教科書を主たる教材として使って、教科書のみが使われていくというふうなことになるかというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

教科書主導というところで位置づけられていくと思うんですが、こうすべきであるとか、これが正しいというのがやっぱり道徳の教育としても、教員の指導は控えなければならぬというふうに思いますが、十分にそのところは吟味されているのか。そしてまた、児童生徒の発達の状況によって、それぞれ道徳の授業も違いますので、多岐にわたる題材の範囲、実際の道徳の教育の考慮というのが必要となってくると思いますが、その辺りはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

神崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

今、御指摘をされました今回の道徳の授業ですが、先程議員もおっしゃられましたように、考え議論する道徳というふうなことで銘打っております。その中にはこうすべきというふうなことではなくて、その方法、その接し方、あるいは考え方について、それぞれが意見を出し合って高めていくというふうな授業でございますので、こうすべきというふうな、いわゆる一元的な見方を刷り込むような、そういった授業にはならないと考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

評価というところで先生方も不安を抱えているというふうに思っておりますので、その道徳が教科になることによって、子どもの評価をまた、英語とともに付けなければいけませんので、児童の評価についてはどのような指導をされてるのか、聞かせて下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

全ての授業は、教科の授業に関わらず、評価をして指導するというのが一連の流れでございます。その点におきまして、道徳の授業、いわゆる特別の教科道徳につきましても評価はするというふうになっております。ただし、これは文部科学省から指示もございまして、数値の評価は避けるというふうなことです。いろんな文言によりまして、所見のような形式で評価するというふうにいたしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

国語や算数みたいに数値による評価をしてはいけないというところで、記述式の文章表現よっての評価をしなければいけないというところでもありますけど、先生方がその評価をするに当たって、やはり人が人を評価するというのは非常に難しいことでもあります。心の、先生方の負担ともなるとも思いますけれども、その辺りはどのようにお考えになってるでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

現場の先生方の代弁をさせていただきますが、児童生徒の評価、今までの先生は全て行っております。教科も。その時に、その評価に心を痛めない教員は1人もいなかったというふうに思いますし、これからもそうだというふうに思っています。それが負担にならない評価を、人の評価を負担にならない教員は1人もいないというふうに思っています。それぐらい慎重に教員は評価を進めていくというふうなことであると思いますし、これからもそうだというふうに認識をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

その評価の中でも個人内評価を今後はしていかなきゃいけないというところで、文科省からもそのガイドラインで示されております。そこで、個人内評価として先生方への周知というか、十分に徹底を指導させていただきたいと思いますが、その辺りは観点的に学習状況の評価など、どのような指導を行っているのか、お聞かせ下さい。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

個人内評価と言われるものですが、これまでも特別活動の中でも個人内評価というのをいたしておりますので、その手法については変わらないと思います。個人を観察して

その1人1人の子ども達の伸びというものを記すというふうなことが個人内評価だと思っておりますので、その手法はそのまま道德の教科にも適用ができるものだと思っております。また、そういったことについては研修等を通じて、学校の方にも下ろしていきたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

1つ懸念があることが、中学校3年生の場合、受験の際のこの道德の評価というものが調査書に記載されたり、入学選抜の可否判定で少し活用されないのかという不安があるんですが、その辺りの懸念というものはどのように指導をされるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

道德の評価につきまして、これが受験等に利用をするための指導というふうな御質問でございますが、我々が、それを受験の判定に利用するかどうかということで、評価をする側の高校を指導するということは我々職としてはできません。ただし、今回の道德の評価をするに当たっては、このことが受験等に影響を与えないようにというふうなことで国からの指針は出ております。ということで、国からそれぞれ的高校の方、あるいは県立であれば県の方にそういったことは伝わってるものというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

では、継続してよろしくお願いたします。次、就学援助制度についてお聞きいたしますが、生活保護費が今年の10月から3年掛けて徐々に減額をされます。生活扶助費が推計で67%の世帯が減額をされて、単体で最大月に9,000円の減額となります。それによって就学援助費の影響が出てくるというふうに予想されますが、本町での子ども達への影響はどのようになっているのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

今、長与町の生活保護に準ずる準要保護ということで、町の単独事業の方で就学援助を行っておりますが、こちらにつきましては、今のところ、まだその生活保護の影響というのは数字上としては出ておりません。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今のところは影響は出てないというところですけども、今後ですね、まず10月以降に対してはやはり生活扶助費が下がるので、その分、それを基準といたしますので就学援助費も下がるのではないかというふうに思いますが、再度、お聞かせ下さい。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

こちらの方は、生活保護の1.2倍の範囲での基準の中で準要保護の方を認定しておりますので、生活保護でなくなった場合、準要保護ということで制度として救えるというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解しました。来年度の予算審議があるので深く関わりませんが、ちょっと触りの部分だけ申しますと、やはり来年度の要保護、準要保護の、その予算というものは何百万も減らされているところがあるので、そういったところで、やはりそういう就学援助に影響があるのかなというふうに私は思ったんですけども、事前審査にならないようにお聞きしますが、その分は関係無いということですね。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

予算に関しましては、前年度並みで要求をしております。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

分かりました。それから、社会全体生活保護世帯というのがどんどん増えている中で、就学援助などの減額によって、今後の子ども達の生活が疲弊してはならないというふうに配慮が必要だと思いますが、今後の本町の対策というのはどのようにお考えになりますでしょうか。ちょっと質問変えさせていただきます。申し訳ありません。まず生活保護受給者の方々がこれまで、就学援助の修学旅行費や医療費などが対象となって、今までなっていますけども、給食費や学用品についての対象とはなっていないので、町独自の助成はできないのかということをお聞きいたします。

○議長（内村博法議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

要保護の方に対しましては、町の方ではなくて生活保護費の方で給食費の方は支給されております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

了解いたしました。子どもの多い世帯や貧困世帯などが家庭や学校生活の不自由がないようにというところで、今後の十分なる対策をお願いしたいというふうに思っております。それでは、こども医療行政についてお聞きをいたします。病児保育ですけれども、町の方も様々な取組とか審議を行っているということが分かりましたけれども、後方支援もお願いしてきたけれども、なかなか1市2町で良い返事はいただいていないということでありました。そこで、やはり病児保育の必要性について小児科だけではなくて、やっぱり内科、産婦人科、様々な所が協力しなければならないというふうに思いますが、その辺りも全部、長与町内、長崎市、それぞれ合わせて取組というのは協議していただいたのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

まずは、西彼杵医師会の方に行きまして、対象となる小児科、そして産婦人科の方とまずは協議をした方が良くないかということで、そちらの方とお話をさせていただきました。ただ、該当する所に1軒1軒回りましてお話もさせていただいたんですけども、ちょっと難しいというところで、今現在は、言われましたように、内科とか他の診療科目の先生で、もし対応ができる所があるのであれば、そちらの方でお願いをしたいということでお話をさせていただいて、一応、医師会の方からも了解をいただきましたので、今現在、他の診療科の所において今しているような状況にあります。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今、協議をされてるというところで、今後、協力していただいて推進を図っていただきたいというふうに思いますけれども、先程の町長の回答で、保育所の方でも今後、預かる病児保育の所はないかというようなところでおっしゃってましたけれども、東京都でも、保育所の保育スペース、空きスペースを利用して病児保育も行っております。そして、その改修費とか、それから病児保育に対する援助、支援を東京都の方でも行っておりますけれども、その辺り、詳しくもう少しお聞かせ願いたいと思います。町の取組についてお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

病後児保育というのは、病児保育ができない場合の措置として考えております。とい

いますのが、やはり住民のニーズが多いのが病児保育でございまして、病期中の子どもがインフルエンザに罹ってる間、預けたいというのがお母様達のご希望でございまして、病後児になりますと、一定出席停止期間を終えた、病気が一定回復期にあるお子様しか預かることができないということで、県内、県外、実績を見せていただいていたんですけども、かなり利用率が低いような状況にございます。それでも、やっぱり病児保育ができない以上は病後児の方をという思いもございまして、園長会議の際にも病後児保育が町内の保育園の方でできないかということでお話はさせていただいておりますけども、今おっしゃられた部屋がどうしても確保が難しい。病児保育をするのに要件が2つございまして、まずは施設整備がきちんとなされていないといけないということ、保育室と安静室と調理室を備えないといけないということ、そしてもう1つが人員体制です。看護師が10人につき1人、そして保育士が3名につき1人、必ず必要になってまいります。今、町内の保育園ではもう入所児童でいっぱいでもございまして、なかなか病児病後児保育の方まで手が回らないというところが現状でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

現状では難しいというところではありますが、しかし、保育所を例えば拡充するとか、それから後、保育園に、例えば医師の、東京都か何かは嘱託医として派遣をされて、そこで行ってるわけですね。そういったところの考えはないのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

部屋の拡充の話も一定させてはいただいております。また、保育園で病児保育をするためには、やはり病院との連携がどうしても必要になってまいります。そして今言われました病院への回診というところをお願いができないかというところもお話はさせていただいておりますけれども、非常に難しいとのことの回答で、なかなか連携が今は難しいような状況でございます。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

前回、同僚議員の質問のところで、新規に長与町に開業される大病院に、院内保育所の活用を提案されたらどうかというところで、その回答が病院側が検討中であるというところで返答があったと思います。それは進展はなさってるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

そちらの病院とも協議はさせていただいております、今、その病院の方から、一応今から建設をされるということで、図面の中に病児保育室ということで引いてもらっているような状況です。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

是非、前向きにこれから検討していただきたいというふうに思っております。それから29年度予算で209万円程あったんですが、それは執行されていないというところでよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この病児保育の一時閉鎖というのが年度初めの4月1日に連絡がございまして、29年度は当初予算で計上させていただいておりますけれども、執行ができていないという状況でございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

執行がされていないというところでありますが、これもまた、事前審査になっていけませんから触りだけなんですけれども、来年度予算でもやはり同じように計上されてるんですが、それも執行の予算は立たないというところでよろしいのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

1市2町でだいぶん協議が進んでおまして、これが上手くいくんじゃないかなということ当初予算の計上の時には話をさせていただいております。ただそれが、もう年明け、最近になって、ちょっともうだめになってしまったというところで、当初予算には上げさせていただいております。これからも引き続き、2町ですとか、1市2町での協議も進めたいと思っておりますので、今の現予算でまずは対応させていただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

安部議員。

○3番（安部都議員）

今現状、長崎市の方の親御さん達は5か所の長崎市の病児保育を利用されていて、そして151人が利用されてるというところなんです、そういったところで、いろんな所と提携をしていかなければいけないというふうに思いますし、連携中枢都市圏形成に

において、やはり1市2町協力体制を整えていって欲しいなというふうに思っております。
これで質問を終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

場内の時計で15時15分まで休憩いたします。

（休憩14時56分～15時15分）

○議長（内村博法議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順10、中村美穂議員の

①乳がん、子宮がん健診について。②結婚相談事業についての質問を同時に許します。

2番、中村美穂議員。

○2番（中村美穂議員）

皆さんこんにちは。本日最後の質問者となりました。もうしばらくおつき合くださいませ。それでは早速質問に入らせていただきます。私は2つ質問をさせていただきます。まず1点目、乳がん、子宮がん検診について。29年度より乳がん検診と子宮がん検診の一部公費負担での受診が毎年から2年に1回に変更されています。毎年受診されている方から病院にもなぜ変更されたのかと、毎年にして欲しいという声が多く寄せられているようです。そこで次の点についてお伺いします。（1）2年に1回に変更された理由についてお尋ねいたします。（2）29年度の乳がん検診と子宮がん検診の受診者数と過年度との推移についてお伺いします。（3）今後、毎年一部公費負担に戻す予定はないのかどうかについてお伺いします。

2つ目の質問です。結婚相談事業について。長与町の定住促進、全国的な少子化対策、子育て支援体制の充実を図るため結婚相談事業が実施されていますが、住民への周知があまり進んでいないように感じられます。そこで次の点についてお伺いします。（1）結婚相談事業の周知方法について。（2）結婚相談所の登録者数について。（3）年間の相談件数について。（4）イベントの開催回数について。

以上質問いたします。よろしくお願いたします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、中村議員の乳がん、子宮がん検診についての御質問でございます。1番目1点目が2年に1回に変更された理由という御質問でございます。がん検診につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業として位置付けられ、住民全体の死亡率を下げることを目的とした公共政策ということになります。平成20年3月に厚生労働省健康局からがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針という通知がなされております。子宮がん、乳がん検診は原則として同一人物について2年に1回行うことが推奨されていましたが、本町としましては、平成28年度まで年に1回実施をしておったわけでございます。しかしながら平成28年度の指針改正の際に、がん検診のガイ

ドラインや研修会の中で検診間隔が短いからといって効果に結びつくとは限らず、不必要な精密検査が増える可能性があるというのがこの健康局から出された報告でございます。それを受けまして本町も2年に1回に変更した経緯がございます。

2点目の平成29年度の乳がん、子宮がん検診の受診者数と推移でございます。平成28年度受診者は対象とならないため、受診者数は約半数となり898名の方が受診をされております。受診率の経年推移につきましては、国へ行う報告のための受診率の算定方法に準じまして平成26年から4年間の受診率を算定してみますと、乳がん検診は平成26年度13.3%、平成27年度が14.8%、平成28年度が14.9%、平成29年度が15.5%の結果が出ております。一方、子宮がん検診の方ですけれども、平成26年度は6.4%、平成27年度が11.9%、平成28年度12.7%、平成29年度13.9%こういう結果が出てまして、御覧のとおり少しずつでも伸びているというような結果でございます。これに加えまして近年女性の社会進出ということで、各女性の職場においての検診というのも増えている傾向でございますので、さらに町民全体としての受診率は増えているんじゃないかとそのように考えております。

次に3点目の実施回数の見直しでございます。今年度から国の指針に則り実施回数の変更を行ったばかりですので、今後は科学的根拠のある検診を徹底した質の管理において実施をし、受診率の推移とともに検討していきたいと考えております。がん検診は多くの方に受診していただくことが大切ですので、西彼杵医師会や西彼保健所等とも連携を図りまして、がんの予防及び早期発見の推進と、こういったもの取り組んでいきたいというふうに考えております。

続いて2番目1点目の結婚相談事業の周知方法という御質問でございます。本町におきましては平成26年度から結婚相談事業を実施しております。結婚について気楽に相談できる場所として結婚相談所を運営し、出会いの場として各種イベントなどを開催することで結婚希望者に対するサポートを行ってまいってきたわけでございます。本事業につきましては、町のホームページ、結婚・子育て応援サイト、委託先である長与町社会福祉協議会のホームページへの掲載の他、町内公共施設並びに民間施設へPRポスターの掲示を行うなどの事業の周知徹底を図っておるところであります。これに加えまして平成28年度には結婚相談所見学会を開催いたしました。結婚を希望する本人や親をはじめとする家族を対象に結婚相談所での取組を紹介いたしておるところであります。この他にも広報紙に5か月間連続して事業案内を掲載するなど、広く住民の皆様へ周知を進めてまいりました。しかしながら、人から聞いて初めて知ったなどの声も未だにお聞きすることがございまして、十分に情報が浸透していないんじゃないかと、そういったことも認識しているところでもあります。それで今年度は新たに2つの取組を実施することで、より効果的な事業周知ができないかということで努めておるわけでもあります。1つは、バスの車内広告へのポスター掲示というものでございます。不特定多数の人が利用する公共交通機関を通しての情報発信によりまして、町内だけでなく町外の方への事

業周知にも資するんじゃないかと考えております。2つ目は、婚活応援パンフレットの全世帯配布というものでございます。出会いから結婚までの相談所における支援体制や相談事業を通して結婚された2組の御夫婦の紹介、さらには子育てに関する情報などを網羅したパンフレットを目にさせていただくことで、結婚相談事業の周知にとどまらず、本町で安心して結婚し子育てをしていただけることになるんじゃないかと、そういう期待をしております。今後、情報をデータ化しホームページへ掲載するなどSNSも活用してさらなる周知を図ってまいりたいと考えておるところであります。

次に2点目の結婚相談所の登録者数でございます。登録者数につきましては、平成30年1月末現在で、男性が39名、女性40名の合計79名ということでございます。

3点目の年間の相談件数でございます。年度途中ではございますけれども、30年の1月までということで限ってやらさせていただきますと、電話、メールによるものも含めて836件が現在きてるということでございます。

次に4点目のイベントの開催でございます。毎年4回程度、これまで計16回開催してきました。多くの出会いを創出するために最初は潮井崎公園でのバーベキューをやったり、貸切列車を利用した婚活イベント恋来トレイン、それから佐賀県内のパワースポットをめぐるバスツアー、そういったものを取り組みまして、気楽に男女が参加できる、そういったものを開催し大変好評だったというふうにお聞きしております。今後とも結婚相談事業につきましては、積極的な周知を行うとともに、きめ細やかな支援体制を効果的なイベントとの企画開催などに組み合わせまして、登録者数の増加に向け努力をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず、この乳がん、子宮がん検診についてということで、どうしてこういう経緯になったかということは御回答いただきましたけれども、およそ8年、9年ほど前でしょうか、国の指針により公費の負担は2年に1回ということになりまして、近隣市町はそれに合わせて、その指針に基づいて2年に1回にすぐ変更をされていたようでございます。本町は、昨年度までは毎年受診できるようにしていたという実績がありますが、では逆に考えればなぜ2年に1回の指針が出た時に変えずに毎年になっていたのか、その理由についてお尋ねします。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

中村議員の御質問にお答えします。平成20年度に出た当初の指針については、どうして2年に1回になるのかっていう説明がそんなに書いてはなかったというのがありました。ですから、長与町としてはやはり毎年するのが住民のためになるということで2

8年まで続けてきました。ところが28年度に指針が出た際に研修会等に参加したところ、何で2年に1回なったかっていう理由が、利益と不利益のバランスを考慮すると。利益が不利益を上回り、不利益を最小化するってというような話があったりしました。これは具体的に言うと利益っていうのが、がん検診を受けたことによって亡くならなかった人数と、不利益っていうのが、がん検診を受けて、例えば放射線によって亡くなられた人数とか、誤ってがんであるというふうに診断されたこととか、あなたもしかしてがんなので精密に行ってくださいって言われて、不安な気持ちでずっと過ごすとか、そういうマイナスの部分っていうのが上回った場合は、マイナスとプラスの差が縮まったらいけないということで、1年に1回すると2年に1回するよりも差が縮まるという結果が出たと、科学的に裏づけができたというところで、国がもう2年に1回でしてくださいっていうふうに指針が出たと思います。それに則って今年度から2年に1回にしたということです。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

町としては、毎年された方が良いというふうに考えてこられ、国の指針ではっきりしたとした理由が無いわけではなかったんですけども、その科学的、医学的根拠が28年度の研修会といいますか、そういったことではっきり分かったということではあるかと思うんですけども、私達で考えると新しい事業とか、財政の面で何かをしなければならぬから何かを削減するという考えで削減されたのか、私も含めて町民の方もそう思ってるんですよね。お金、経費の問題でそういうふうにされたのかなど。今のようなお答えを住民の方にお伝えすればというか、リスクの方が高い、またその精密検査を受けたことによる結果が分かるまでの負の心のリスクとか、放射線の影響等があるということで、それが十分分からないままに私は2年に1回になったのではないかなと思われれます。そこで、まずこういった事業については補助金等が関係あると思うんですけども、この乳がん、子宮がん検診の国とか県があるかどうか分かりませんが、国、県、町の補助金の割合というのは、教えていただけますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

中村議員が言われるように確かに住民の方にとっては、ちょっとPR不足だったというのがまず1点と、あと補助金の件なんですけども、国が2分の1補助になっております。平成26年までは検診をした委託料に対しての2分の1の補助がきてました。ところが平成27年度からは、受診した方の自己負担に対しての2分の1に変わっていったんですね。そのために平成26年度は248万1,000円補助金が入ってたんですけど、平成27年度は54万2,000円、平成28年度は20万8,000円というふう

に大幅に減額になっておりました。ということで一応補助金の方は2分の1補助っていうことには変わりはないですけど、額が大きく変わったというところですよ。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

2分の1の補助ではあるけれども、そういった形で委託費の2分の1だったものが、町民の自己負担の分の2分の1になったんで、金額が大きく変わったというところで理解しました。この住民から2年に1回に変更されたことについての問い合わせや苦情などは担当課に寄せられてるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

住民の方からは保健師とかが訪問とかされた際にかなり問い合わせがというか、質問があったっていうふうに聞いております。電話っていうのはあんまり聞いてないんですけども、窓口でもやっぱり問い合わせ等があってますし、いろいろな会議のときにも質問をされています。最初にこの変わったことについて5月号の広報には載せさせてもらったんですけども、あまりにもやっぱり問い合わせ等が多かったので10月の自治会回覧というのをさせてもらっておりますが、やはりそれでも未だにちょっと何ででしょうかという質問はあってます。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

私はこの質問をするに当たって住民の方の声や医療機関の検診窓口担当の方に現状をお聞きしました。なぜ2年に1回に変更されたのかという問い合わせや苦情、これはもうかなり多分恐らく推測では、町に来るよりももっと実際窓口の方に電話や面談で何ですかっていうことはよくおっしゃられたそうです。自費で乳がん、子宮がん検診を受診した場合は、医療機関によって金額の差はあるかと思えますけれども、おおよそ1万円ちょっとかかります。その金額を聞いて受診をあきらめる方が多いそうです。翌年それでもその指針に基づいて翌年受診をしていただければ良いのですけれども、これを機に足が遠のくのではないかと私は危惧します。実際に1つの医療機関で毎年乳がん検診で、数件がんが見つかるということを医者の方から聞きました。ですから、私も検診は受診しているんですけども、必ず来年も受けましょうねっていう形で医療機関側もすごく勧めて、受けてもらうよう対応しているように私は感じております。この足が遠のくって危惧してるのは私だけの考えかもしれませんが、その点についていかがお考えですか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

確かに中村議員が言われるように足が遠のくってというのはあるかもしれません。それを踏まえてもっと丁寧なPRを、なぜ2年に1回になったかっていう部分も強調してPRをしていくということと、未受診の方に再勧奨ということで、28年から再勧奨させてもらってますけども、さらにその部分の強化を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（内村博法議員）

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

住民の皆様への周知が十分でないということで今後、努力をいたしていきます。いずれにいたしましても、乳がん検診をして100%完璧ということは検診の率の中でないんですが、肝心なのは定期健診を受けていてもそれ以外、何か異常を感じたらなるべく早く乳腺の専門外来に行っていただいて、定期的ながん検診を受けた人が異常を感じた時点で受診した場合には、全く受診をしてない人よりは、より早く見つかる可能性がありますので、日頃乳がんのリスクが無くなるようにそういう心がけもしていただきたいと思っております。日頃の接し方ですね、乳がんに関して検診だけじゃなくて、そこら辺りも町としてPRをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

今部長が答弁されたので次に聞こうかなと思っていたんですけど、29年度はそういったことで2年に1回になったということで、半数半減ぐらいですかね、数の分はしているという最初の答弁をいただきましたけれども、検診対象者からすると先程26年度から微増はしているけれども、対象者からすると非常に少ないと思われませんか。そういった方たちへの働きかけ、部長はもっとそういうふうにしていくっていうおつもりがあられるという答弁であったかと思えますし、もし異常を感じられたら受診を推奨していただいて、早く分かっていたかどうかということかとは思いますが、働きかけについてもっと具体的に何かされようっていう考えはございますか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今のところ広報、そしてホームページ、個別の通知、それプラスもう少し教育っていうところに力を入れたいと思っております。例えば健康まつりのときに、乳がんのモデルとかを視触診の練習ですね、自己管理の練習とか、そういう部分とか力を入れていきたいなど考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

そういったことの啓発活動、これも後に聞こうと思っていたところですけども、なぜ私がこういうふうにするかといいますと、私もその身近にそういう乳がんになられた方がおられるわけですね。なので、そういったことで強い思いもありますし、この質問は女性に特化した質問であるのでいかなものかなという気持ちもありましたけれども、この乳がん、子宮がん検診というのが女性にとってみれば恥ずかしいといいますか、マンモグラフィ検診がちょっと胸が挟まれて痛いとか、そういったことがあって年齢が上がってくる私のように50代以上、特に危険度が上がる年齢の方っていうのは、自分のことよりも家庭のことだったり、職場では例えばすごく忙しく、家庭でも忙しく、そして負担が大きくなれば自分のことはもう二の次にして家族のため、1万円ちょっとのお金っていうのは非常に大きいわけですね。だから2年に1回という指針が国で科学的根拠があらわれて、そういったことで2年に1回ということは分かるんですけども、そういうことがあっても、是非2年に1回であっても、受診率を上げるような行いをすべきだと思います。先程課長が言われましたけれども、私も数年前ですけど、福岡市の街頭でおっしゃるように胸の模型と言いますか、それに押ししてみてくださいって、強く押さないとしこりが分からないんですね。そのときにそれは行政がされてたイベントではなくて、恐らく医師会がされてたイベントではないのかなと思ったんですよ。本当に街頭に通りすがりの人を対象にしてました。そういうのを実際触っていただきって。セルフチェックっていうんですかね。女性に。だから健診だけで私もそういったものを発見できないし、命は守れないと思ってますけど、そういうものをせつかく長与町は健康のまちながよってということでされてるわけですから、健康まつりもされてますよね。だから、そういったことで啓発活動、がん検診に特化せずそういったこともして、自分の女性の身を守るというか、そういったことを是非取り組んでいただきたいと思うんですけども、先程課長が答弁をされましたけれども、今後に向けてそういった取組を今一度されるのかどうか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

貴重な御意見ありがとうございます。私どもとしても受診率を見ると4分の1程度なんです、率が上がったからということで一喜一憂ではなくて、やっぱり率を上げていくことの方法を今言われた模型とかいろんなやり方があると思うんですが、そういうのを研究をやっていきたいと思います。早い時期にやっていきたいと思います。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

この乳がん、子宮がん検診、子宮がんの場合は20歳以上の方が対象ということでございますけれども、乳がん検診は40歳以上。でも私から医学的な根拠はありませんけれども、早くがんにかかるとやっぱり命を落とす可能性が非常に高くなりますね。なので、本来であれば町独自で30歳以上の方に検診の幅を広げるべきじゃないのかなと思うんですけども、その点についていかが思われますか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それにつきましては、低年齢層の方の検診ということで、国の方がなぜ例えば乳がんは40歳以上にしてるのかっていうのは、若かったら死亡率の減少効果が不明ということで検証結果が出てないんだそうですよ。それを踏まえて、検証結果があるものだけということで40以上というふうにされてます。ただし、乳がんというのはやっぱり遺伝的なものとかも結構多いですので、そういう方は自分でセルフチェックもしくは御自分で検診の方を病院で受けていただくとか、そういう啓発っていうのは私達がしていくことじゃないかなと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

医学的根拠に基づいてということでございますので、40歳のままなのかなと思いますけれども、周知が足りなかったというのは担当課の方では思われてらっしゃると思うんですけど、この住民や医療機関に対して、住民の方は自治会回覧とか後に5月の広報とか、でも通常長与町健康診査のお知らせ、これがお手元に届いたり、またホームページで御覧になられて、本年度いつ受けようかなということで計画をされる、申し込みをされるんだと思うんですね。医療機関の方もこれがどうか分かりませんが、2年に1回になったという周知が今年度になって分かったということ。それから5月から11月末まで受診の期間があると思うんですけども、やはり駆け込み。それは担当課はずっと把握されてて早目に受診をとということされてると思うんですけど、対象者の方もマンモグラフィの画像診断というのは、1日何人っていうのが決まってるわけですね。そうした場合、せっかく受けようと思って申し込まれた人が残念ながらお断りするケースが多々出てきていたということで聞いております。ですので、なんて言うんですかね、このお知らせをもらって考える人がほとんどだと思うので、そういう広報紙とか、そういういったものに関しても11月末まで受けられるけれども、医療機関によっては例えばもう予約でいっぱいになる可能性も、早目早目のっていうことをもう少し言われた方が良くないかなと思うんですよね。何度も言うようですけど、先程の機を逸するといえますか、2年に1ぺんずつ受けていただくことを目標にするにしても、もう1回そう

ということ言われてしまうと来年ねと思って、それが再来年、もう何年か前までしてたけどしてない。そういう人が結構多いんですよ。だからそういうところで期間がございますので、今一度周知を見直されるべきときには、そういう医療機関の都合というのもあると思うので、今一度お考えをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

そうですね、中村議員が言われるように、もう少し例えばはがきの工夫をすとか、そういうのもっとしていきたいと思えますし、回覧とかそういうのの回数をもっと増やしていきたいとは思っております。それとあと11月までとなっておりますので、それを逸した人を拾う機会として、12月にも2回集団検診の機会は設けておりますので、そちらの方のPRももう少し頑張っていきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。これは余談ではありますが社会保険ですね。今回この公費っていうのは、そういう仕事を持っていて保険適用のがん検診じゃない方の公費一部負担の私は質問をしているんですけども、医療現場で聞きましたところ急に2年に1回になったと。住民の方も周知がちょっと分からなかったのもあるし、医療機関の方もそうということで、そうしますと今年が半分ガーって減ったわけですよ。突然そしたら来年はバーって受けられるかどうか分かりませんが、社会保険とかのがん検診で例えば偶数年の人が対象ですよとか、今年偶数年の年齢になる人が受けられるですよとか、そういったことがあるようなんですね。これをいきなり来年からまた考えてっていうのは難しい話ではあるかと思えますけども、集団検診もたくさんしていただいているので、集団検診に行けば良いのかもしれないんですけど、そういったこともあるので、今後は是非そういう変更をされる場合には、住民への周知も1番ですし、そういう医療機関、医師会、そういった所への周知もお願いしたいところではありますけれども。

昨年、健康のまち長与ということで、住民が健康で生き生きと暮らすことができる。また、計画にはどこにも書いてませんが女性が輝くまち。これは私が勝手に言ったことですが、他の市町よりも進んでいること、自慢できること。例えば子育ては自慢できる。子育て環境が整っているのは自慢できると昨日課長がおっしゃってましたね。そういう自慢できることっていうのが、住民が住んでいただけるまちづくりになるかと思えます。昨年、議員研修で自治体は住民サービスをしないで、町の借金返済をどんどん続ければ財政状況は好転するけれども、それは住民の幸せにはならないという講義を聴きました。確かに財政状況と住民サービスをしないで、住民がそこに住んで幸せか。これは極端な言い方ではございますけれども、そういったこともあろうかと思えます。

ですので、幸福度日本一を掲げる町長に、医学的な視点もあって2年に1回ということもあろうかと思えますけども、できれば毎年に戻してもらいたいという気持ちもあるんですけども、乳がん、子宮がん検診についてのお考えをお聞かせください。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、中村議員がおっしゃってることは縷々そうだと思います。今、がんに対する医学的な根拠というのが変わってきているんですよね。だから、どんどん新しく発見するのは早くなってきてるし、いろんな検査方法も変わってきているということで、そういったことの科学的根拠というものも1つは見なくちゃいけないというふうに思うんですね。もう1つ社会的な現象、産業構造が変わったりとか、あるいは夫婦共働きというものもございます。そういった形で女性がまた違う所で検診するというのも多いだろうと思うんです。ただその中で、今縷々説明しましたけども、やはりそれをきちっと伝えていくということが最も大事だと思うんですよ。その分が少しまだ足りなかったんじゃないかという反省もありますし、そこのところはしっかりやっていかなくちゃいけないということと、それから検診にかかっても健康なまちであれば医療費がかからないから良いんですよ。だからそこところは逆でね。だから健康のまち長与というのは皆で健康になって、そしてできるだけ医療費も少なくしようじゃないかと、そのお金も回せるじゃないかということでありますので、そのような形で取り上げておりますので。ただ、言われるように今後はやっぱりそういった変化が激しい時代ですので、それを的確に伝えていくという、これはこちらの責務でありますので、そこをきちっと勉強して今から先、取組を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

それでは次に結婚相談事業について質問をさせていただきます。この質問を考えた後に自治会世帯配布で長与町婚活応援パンフレットというのをいただきました。なので、この質問をするかどうかというところも迷ったところでございますけれども、これで今周知をして、これも1つの周知の方法、先程ホームページとか町の広報とか、そういったもののPRとかもしてらっしゃるということで分かったんですけども、非常にすばらしくこのパンフレットよくできてると思うんですね。このパンフレット作成するに当たっていろいろたくさん協議をされて、このような立派なパンフレットができたのかと思うんですけども、この協議は町の職員だけなんではないでしょうか。民間の方も携わって一緒に検討されたのかどうか、お伺いします。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

婚活応援パンフレットですね、紹介していただいてありがとうございます。この策定に当たりますには社会福祉協議会の方に委託をいたしまして、その中で策定委員会というのを設けて、住民代表の方ですとか、企業の方ですとか6名の方に御参加をいただいている色々な意見をお聞きしながら、策定をしてまいったところでございます。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

この内容の何よりすばらしいのは、この結婚相談事業で出会われて御成婚された2組のカップルと言いますか、方々が登場していただいて、かわいい赤ちゃんの写真も載って実際どんな感じかっていうことでPRしてくださってる。これは非常にありがたいことですし、とてもほほ笑ましい。そして、そのあとの後ろのページには子育て環境についても載ってますし、長与の良いところとか、いろんな良い面がたくさん網羅されてすばらしいパンフレットかと思えます。このパンフレットでございますけど、自治会の世帯配布をされたということは分かっておりますが、今後、他にこのパンフレットについてはどのような活用をされるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回、作成しました婚活応援パンフレットについては世帯配布を行わせていただきました。この他ホームページの方にもデータ化して今後、掲載を予定しておりますし、それに加えて公共施設への設置ですとか、民間への協力依頼、例えば大型の商店辺りには行政コーナーっていう場所を設けていらっしゃる所もありますので、そういった所に設置をさせていただくように協議をしてまいりたいと考えております。可能であれば、そのほか町内で働いていらっしゃる方々向けということで、事業所に対しても協力をお願いしていきたいと思っております。以上です。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。結婚相談事業は4年目を迎えられて、町が結婚相談事業をしていることは分かっていらっしゃる。そういった意味では認知をされているかと思っておりますけれども、大変失礼な言い方ですけども、その広がりか、せっかく一生懸命やられてるのに感じられない気がしていたわけなんですね。このパンフレットができたこと、それからバスの広告だったりとか、そういう新しい取組をされているということをお伺いしましたので、私も町内の企業とかそういった所、まだ独身の方が多くいらっしゃるような企業もあると思っておりますので、町民であればそういったことも分かるかと思えます

けども、町内の企業の方はなかなか分かってらっしゃる方とそうじゃない方、そういうこともやってるんだというのが分かれられないということもあるので、町内の企業にも是非進めていただきたいと思います。ちょっとはっきり分かりませんが町民意識調査。今、若い世代の方が今後、結婚を望んで家庭を持ちたいという数値がかなり他の市町村よりも多いと聞いたようなんですけども、そこについて教えていただけますでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

全国的に晩婚化ですとか、結婚をしないという方が増えている状況の中で、27年に県下の全市町において全く同じ調査、結婚等に関する意識調査というものを実施いたしました。その中で、いずれ結婚するつもりであるというふうにお答えになられた方が本町では88.5%、県内で2番目に高かったという結果でございました。一方で、結婚しないと答えた方の理由として、結婚したいと思える相手がいないという回答が66.7%と最も多かったということと、行政に対してどういった取組をして欲しいかという問いに対しては、婚活イベントなどによる出会いの場の提供というものが3番目に多かったということでございまして、本町が行ってるこの取組については、住民の皆さんのニーズにマッチした取組であるというふうには考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

今いろんな考えもありますし、結婚についてはプライベートなことでするので、必ずしなければならないということではないかと思えますけれども、定住促進とか、少子化対策の面から考えますと是非良縁に恵まれて、そういった方、そういうふうにいる住民の方が多いというのは非常に私どもとしても非常に嬉しいことではあるかなと思っております。4年前にこの新規事業、この結婚相談事業を立ち上げた際には、登録者もきつと多かったのではないかなと思うんですね。2年間でということが一区切りになられていますので、2年間経って、また更新された方がおられたのか。もしお分かりになれば4年前、開所当初っていいですか4年前の登録者数とか、お分かりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

平成26年度開設をした最初の年度では115名の登録がっております。それに対して26年度に登録された方は27年度末には一旦期間が切れますので、その後28年度に更新をされたという方が115人のうちに15名いらっしゃるというふうな状況でございます。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

この更新をどなたかめぐり合ってたか、そういう出会いがあって更新をされなかったというふうに良い方に捉えられればいいんですけれども、なかなか当初はかなりの人数が登録されたけれども、今現況としてはかなり減っているというようなことではないのかなと思っております。この結婚相談事業ですけれども、開所当時は月2回の確か土曜日を相談日ということにされてたと思うんですね。その後、水曜日の午後も追加して相談日を増やされたという形でされていると思うんですけども、今後もこのような体制でお続けになられるのでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

28年度まで毎月第2、第4土曜日を相談日として設定をいたしておりましたが、今年度から毎週水曜日の午後というものを追加いたしました。今後もこうした形で必要に応じて充実を図りながら相談体制をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

分かりました。さまざまなイベントの計画や実施をされていると思います。SNSへの周知、LINEとかTwitterとか、そういったものも含めてされているようなんですけれども、町のイベント、例えば今月で言えばシーサイドマルシェとか、所管は違うかもしれませんが、そういうイベント。これも時期的なものがありますので、婚活のイベント予告みたいなのができる時期かどうかそこら辺もですね。2月にこないだイベントがありましたからその先がちょっと先過ぎて、チラシとかの作成がちょっととか、計画が間に合わないとかあるのかなと。マルシェというのは1つの1例でございますけれども、そういった町のイベントを通して、チラシ、パンフレットを配ってとかいうのはちょっと問題かなと思うんですけど、チラシとかそういったものも利用して周知活動をされたらいかがかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

確かに御指摘のとおり、たくさんの方が集まるような場所でもっとPRしたら効果的じゃないかというふうには考えております。できれば独身者がたくさん集まるようなイベントとっておりますけれども、なかなかその町のイベントで独身者の方が多く集まるというものが無いというふうに思っております。しかしながら、たくさんの方が集まる

イベントありますので、結婚相談所のPRの場としてふさわしいようなイベント等ございましたら是非PRをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

そうですね、先程も申しましたけども結婚というのはプライベートな問題でもありますし、登録者を減ってるから無理に増やすっていうこともいささかできないかと思えます。しかし、このパンフレットを見た限りでは、御成婚された方のエピソードを拝見しますと、お友達に、イベントについて来たような気持ちで知り合ったとか、登録者同士でのお見合いを通じて御成婚になられたというなことを書いてありました。かわいい赤ちゃんの写真も、絵に描いたような幸せなですね、本当に長与町に住んでいただきたい。そして子育てをしていただきたい。そういった本当に幸せいっぱいなパンフレットを拝見しました。イベントもたくさん計画をされて、バーベキューだったり、バスツアーだったりとか、いろんな自分を変えてみましょうとか言って、講演会をされたりとか、さまざま年4回ずつずっとされてますので、私は非常に企画する企画力も大変なものであろうかと思えますし、非常に現場の方も頑張ってるんじゃないかと思えますが、1番私イベントっていうのは楽しい、参加して良かったっていう気持ちがあれば、そこでもし出会いが無かったとしても、また今度来てみようかなとか、また町が婚活事業をしているということで、一定の安心感もあるというようなこともあるんじゃないかなと思うんですね。イベントで楽しかったら登録にも結びつくかもしれませんし、そういったことでいろいろ考えてはおられると思うんですけど、今後、計画をされている。今ここでいろいろ言われなくてもいいかもしれませんが、どんなことを考えてらっしゃるか、今の時点ではっきりしたことは言われなくて結構なんですけど、どんなことをしてみようかなというのが、計画がもしあれば教えてください。

○議長（内村博法議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現時点でなかなか具体的なイベントというのは、ちょっと、まだ検討してるんですけども、毎月、社会福祉協議会の方と一緒にあって、どういったものが効果的かなとかいう協議しながら進めています。今までも会員だけの、会員に限定したイベントであったものを会員以外の方も参加できるようにということで、非常に参加者が増えたケースもございますし、小ぢんまりしたイベントでも非常に楽しかったと。例えば2月にバレンタインのイベントをしたんですけども非常に楽しかったということで、是非登録をしたいという方が6名いらっしゃいました。ですので、参加して楽しい、参加しやすい、あと自然と仲良くなるようなとか会員登録に繋がるようなそういったイベントを企画してまいりたいと考えております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

この結婚相談事業は社会福祉協議会に委託をして、相談員3名の方いらっしゃいますけども、お母さんのような気持ちで相談を受けて、担当者の方も誠実に対応をされていると思います。先程も言いましたが町がしている事業ということで、一定の安心感も得られているのではないかと思います。今後も継続して事業を行いまだ1組でも多くこうやって幸せなカップルが誕生することを望み、長与町に住んでいただきたいと思いますが、最後に町長のこの事業についての考えをお伺いします。

○議長（内村博法議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

本当に社会福祉協議会をはじめたくさんの方々に協力をしていただいております。いつも年末警戒で12月の20何日回りますよ。各分団をですね。その時に社会福祉協議会の女性の方が後からついて来ていただいて、必ず各分団で独身男性いないかということで登録をしていただくんです。そういったことを実はやっております。最近よく聞かれるんですけども、若者が少なくなったからゴルフ場が少なくなったのか、ゴルフ場が少なくなったから若者が減ったのか、例えばゴルフ場に限らずスキー場でもいいんですけども、普通考えたら若い者が減ったからスキー場が少なくなったって普通考えるんですけども、だけど逆に言えばスキー場が減ったから若者が減ったんじゃないか。スキー場というのは若者が、男性が女性を口説く例えば宿泊があるわけですから、1番口説きやすい、1番そういった面でも結びつきやすいんですね。だから、そういった形のものってあっても良いんじゃないかと思うんですよ。今答弁ありましたけども、あまりにもくっつけようくっつけようということじゃなくて、さりげなくそういったものが実ってくるみたいなそういったものが、イベントとして今から先、出てくれば良いんじゃないかなと。今、議員がおっしゃったようないろんなイベントありましたけども、そういったものがそういった結婚相談所のさりげないイベントとして育っていくような形で当分は進めていきたいというふうに思っております。

○議長（内村博法議員）

中村議員。

○2番（中村美穂議員）

今後もこの結婚相談事業もますます継続に向けて頑張っていられることを祈念いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 16時7分)